

むつ市議会第186回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成17年12月14日(水曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 18番 柴田 峯生 議員
- (2) 34番 飛内 賢司 議員
- (3) 39番 鎌田 ちよ子 議員
- (4) 14番 澤藤 一雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	山	本	留	義	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
41番	野	呂	泰	喜	42番	佐	藤		司
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清四	郎
51番	服	部	清三	郎	54番	慶	長	徳	造
56番	牛	滝	春	夫	57番	本	間	千佳	子
58番	半	田	義	秋	59番	坪	田	智十	司
60番	斉	藤	孝	昭	61番	中	村	正	志
62番	富	岡		修	63番	川	端	澄	男
64番	宮	下	順一	郎					

欠席議員（6人）

30番	千	船		司	40番	菊	池	広	志
45番	田	高	利	美	52番	池	田	正	利
53番	杉	本	清	記	55番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代査委員	菊池	十田夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木	鉄郎
農委委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務	新谷	加水	公企業局	新谷	博仁
監査委員	小川	照久	総務部・総務課	佐藤	節雄
企画調整	近原	芳栄	選挙管理委員会事務局	大芦	清重
農委事務局	西山	肇	企画部長	奥島	慎一
企画課	下山	益雄	川内所長	佐藤	吉男
大庁舎	中嶋	康夫	脇野所長	千船	藤四郎
総務課	濱田	賢一	総務政	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶任主査	濱村	勝義	調査係	青山	諭
庶任	赤石	奈穂子	議事係	葛西	信弘

柴田峯生議員

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は52人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月8日、市長から今定例会に提出しておりますむつ市一般会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありました。既に12月9日の決算審査特別委員会において配布しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより柴田峯生議員、飛内賢司議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員、工藤孝夫議員、東健而議員、横垣成年議員、堺孝悦議員、東谷正司議員、目時睦男議員、佐々木隆徳議員、村中徹也議員、斉藤孝昭議員、半田義秋議員、濱田栄子議員の順となっております。

今日は、柴田峯生議員、飛内賢司議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

○議長（宮下順一郎） まず、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 質問の前に一言申し上げたいと思います。

私と同世代の毛馬内光雄議員の突然の訃報に私は接しまして、まことに残念であったと思っています。毛馬内議員の志を私どもは体し、むつ市政の改革に取り組む必要性を痛感いたしております。同氏のご生前のご厚情に深く感謝するとともに、故人のご功績をしのびながら、謹んで哀悼の意を申し上げたいと思います。

それでは、本題に入ります。むつ市議会第186回定例会では、一般質問の1番くじを引き当てました。市政のあり方に夢を託しつつご質問を申し上げます。

脇野沢地区では、タラ漁の風物詩である場取りに期待を寄せる季節で、地域活性化のバロメーターの役割を担い、期待しているものであります。

さて、今回は6月、9月の一般質問とスタイルを変えまして、議員に許されておりますおおむね1時間の時間を有効に生かす方法で通告した順に一つ一つ区切ってご質問をいたしたいと思えます。市長からは、議会用語ではなく、市民に語る気持ちで簡潔なご答弁をお願い申し上げたいと思えます。

私は、通告を大きく分けて三つ掲げております。さらに、それを二つの項目ずつ6項目にしてありますが、順を追ってお尋ねをしまいたいと思えます。

まず第1の介護保険についてでございますが、10月1日以降の介護保険の現状についてお伺いしたいわけでありまして。介護保険が地方分権の試金石として第2次計画の最終年度半ばまでおおよそ

5年半を経過いたしました。合併いたしました旧3町村が編入後のむつ市の平成16年度決算も議会の特別委員会において認定することが妥当だという議決をしておりますので、本会議においても認定されることになるだろうと思っております。

ちなみに、旧4市町村のトータルで見ますと、大きく分けた施設介護サービスと居宅サービスの給付費のみの決算を見ますと、おおよそ33億9,000万円に達しております。これに対しまして、第1号被保険者保険料、65歳以上の方がお支払いする保険料ですが、5億6,168万円を少々下回る金額となっております。もし数字に間違いがございましたらご指摘いただきたいと思うのですが、私の推計ではそのくらいになっております。ただ、ここにおいて大きな課題は、不納欠損が549万円、収入未済が3,500万円を少々下回る形になっておりますが、このことは制度の健全な運営に課題を投げかけています。一層の努力が必要であると私は思っております。

そこで、まず最初にお尋ねしたいことは、10月1日から施設の部屋料が徴収される状況になっているわけですから、3月までは一応決算の内容で私も承知できました。本年度の4月から10月までの間の各介護度ごとの認定者数、特別養護老人ホームなどの施設、ショートステイなどの施設、それらについて入所者数なども、あるいはまたこれらに対する入所者の待機数をご報告いただきたいと思えます。なお、あわせて入所者層の負担する利用料の個室あるいは多床室の状況と課題をまず最初にお答えいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 10月1日現在の当市の介護保険の状況について申し上げますと、各介護度ごとの認定者数につきましては、要支援が468人、要介護1が815人、要介護2が312人、要介護3が

259人、要介護4が316人、要介護5が385人、総数では2,555人となっております。4月と比較いたしますと39人の増となっております。これらに要します費用については、保健福祉部長からお答えいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に補足説明させていただきます。

ただいま市長からお答え申し上げました認定者数に伴う給付ということでございますが、これにつきましては、先ほど柴田議員からもお話がございましたトータルではそういう額ということになってございます。したがって、金額的には33億9,000万円という額になりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 質問申し上げます入所者待機数と入所者の負担する利用料の個室、多床室の現状と課題についてお答えいただいておりますので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームなどの施設と入所者数ということでございますが、特別養護老人ホームが6カ所で270人、それから老人保健施設が2カ所で180人、療養型医療施設が1カ所で33人、総数では483人となっております。4月と比較しまして1名の減という状況でございます。

それから、ショートステイの関係でございますが、この施設につきましては11カ所で169人ということでございまして、4月と比較しますと7人の増という状況でございます。

それから、もう一点ですけれども、入所者の待機状況ということでございますが、現在約150名ほどの待機者という状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 要介護の認定、これ新しく明年度から制度が始まりますと対応が変わってくるだろうと思いますが、現状では要介護の人たちが非常にふえつつあるわけです。それと施設の方については、ご報告のように減少しているわけですが、介護保険特有の居宅サービスを重点にという趣旨からすれば、1名であっても減少してきているということが喜ばしいことだろうと思います。しかし、待機者が150名ほどおるということで、新しい制度へ移行する段階でこの取り扱いが非常に面倒になってくるのではないかと考えております。

そこで、次の質問に移りますが、在宅ケアの推進というのが先ほども申し上げましたように、大きなテーマになっているわけです。現実にはこの待機者が150名いらっしゃるという状況と、今申し上げたように、施設の人が減っているけれども、介護認定はふえているという現状で、そういった意味から、この在宅ケアを今後推進していくうえではどんな問題があるのかお伺いしたいと思います。

また、その段階で今までではどんな問題点、隘路があったのか。また、一方、家族介護というのでも進めているわけですが、家族介護にはいろんな問題が含まれております。特にこの家族介護に対する厳しさというものが我々の地域であれば、特に農漁業従事者、家庭の人が朝早くから夜遅くまでというような状況の中で、例えばデイサービスへ職員を派遣するいわゆる入居をお願いするにしても、一定の時間にお迎えに来て、一定の時間に帰ると、その時間帯に在宅しておらなければなかなか頼みがたいというのが実情だろうと思うわけです。そういった意味で、家族介護に対する国のいろんな縛りなどもこの在宅ケアの段階で

はあると思いますが、もしあるとすればどんなものが挙げられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

そこで、市の介護サービスの中の一つに家族慰労金の支給というのがあるわけでございます。その状況と、この家族慰労金を受給するためにはどんな基準をクリアしなければ支給できないのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

また、今日の施設サービスあるいはデイサービスなどもあるわけですが、そういうサービス提供者の情報開示、市民がわかるように、入居者ばかりでなくて一般市民も次にはどうなるか、自分も該当するのではないかと、そういう場合にどうなるかというときに施設ごとのサービスの情報開示というのが必要だろうと私は思うわけです。昨日私は川内で「せせらぎ荘」のチラシをいただきました。また、新聞折り込みで「いこいの里」のチラシもいただきました。その他の施設にも脇野沢地区からお入りになっている方もおりますので、そういう情報が我々も手にとるようにわかるようにできればいいなと、こう思っています。そういう意味で情報開示の促進、そしてまた施設によっていろんなサービスの提供の度合いが違うということになりますと、サービスを受ける側が非常に迷惑をこうむるわけですが、サービスの品質といいますか、品質を高める、あるいは競争というようなものがどういう状況になっているのか、あわせてご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 家族慰労金の支給状況や基準についてであります。家族介護慰労金の支給対象者につきましては、要介護4、または5と認定され、過去1年間に介護保険サービスを利用していない方を自宅で介護している市民税非課税世帯の家族の方となっております。市民に対する周知

方法につきましては、市政だよりに事業内容を掲載するほか、要介護認定結果のリストにより対象者を把握し、直接お知らせをして申請漏れのないようにいたしており、平成16年度では10件の支給件数となっております。

サービス提供者の情報開示の促進や品質競争促進の状況についてであります。利用者の適切な選択と競争のもとで良質なサービスが提供されるよう、認知症高齢者グループホームにおいては既に平成16年度から自己評価及び外部評価が実施されており、結果についてはグループホームへの掲示や入居者の家族へ送付され、関係機関のホームページで公表されております。また、平成18年度からは、すべての介護サービス事業者が介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務づけられており、具体的には介護サービス事業者が県知事に介護サービス情報を提供し、知事が年1回程度情報の内容を公表することとなっております。利用者は、これらの情報をもとにサービス提供者を選択できることとなりますので、今後さらに事業者間の品質向上が図られるものと考えております。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に補足説明させていただきます。

在宅ケアの関係でございますけれども、これまで少子高齢化あるいはまた核家族化などによります介護力の低下、さらには施設入所者の居住費及び食費が保険給付されていたことによる割安感、さらにはまた在宅サービスの基盤整備の不足などによりまして、高齢者及び家族の施設入所志向が強くなっておりますけれども、制度改正によりまして居住費、さらには食費が自己負担とされたことや、また地域密着型サービス等の基盤整備によりまして、今後在宅ケアの推進が図られていくものというふうに考えてございますので、ご理解を

いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 法律のテーマ、あるいは制度のテーマとして在宅介護ということがどんどんこれから進められてきますので、今ご答弁のような施策が十分市民の理解を得られるようにしていただきたいなど、こう思います。

次に移ります。平成18年度からの介護保険事業の見直しについてお伺いしたいわけですが、まずこの件につきましては、9月の定例会で大澤議員の質問に幾つか市長からお答えになっておりますが、改めて介護保険制度というか、あり方と云えばいいか、そういったものを、根本的に変わる事業の内容、あるいは介護予防の推進体制等について、人的あるいは施設的に今後むつ市ではどうなっていくのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 平成18年度からの介護保険事業の見直しについてであります。これは、「新予防給付の創設」、「施設給付の見直し」、「新サービス体系の確立」並びに「介護保険料の見直し」などとなっております。これは、あくまでも高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としつつ、介護保険制度の持続可能性を高めていくためのものとなっております。

介護予防の推進体制についてであります。介護保険制度の改正に伴う予防重視型のシステムへの転換により、新たに実施することとなる転倒骨折予防教室や栄養指導などの地域支援事業及び運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などの新予防給付を推進するため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の各専門職を配置した「地

域包括支援センター」を設置し、要介護認定を受ける前の方から要介護認定において要支援と認定された方に対し、包括的・継続的に介護予防マネジメントを行うこととしております。市では、平成18年4月からこの「地域包括支援センター」をスタートさせ、介護予防の推進体制の充実を推し進める所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市長のご答弁のように、「地域包括支援センター」というのが大きな目玉になってくるわけですが、既存の介護支援センターとの位置づけがどういう形になるのかだろーと思ひます。

そこで、次に移ります。生活支援のメニューの事業化や現在作業が進められている介護保険の計画でございます。従来の計画ですと、県の計画、市町村の計画もあるわけですが、今後は市町村の計画というのが非常に重要視されまして、今までは5年間の計画で3年の区切りでローリングというような形になっているわけです。情報によりまますと、平成26年ですか、間違いであれば訂正していただきたいのですが、平成26年までの各市町村の指標を掲げまして、その指標に基づいて3年ずつの区切りでいくと。そういった形でございますので、いわゆる市町村で市町村民だけに限ってサービスを提供するということもできるというような情報も私は伺っております。他の市町村の方はお断りというようなこともできるやに伺っておりますが、そういったことも含めまして、現在の作業の進捗状況につきましてお伺いしたいわけです。特に来年の4月から動くわけですから、現在の全体計画がどのような形の中でできており、作業が進められて、そしてそのアウトラインとしてはいつごろ我々の方に公表していただけるのか、それらのスケジュールをお知らせ願いたいと思う

わけです。

それから、第1号被保険者の介護保険料の問題ですが、先日市長からも審議会の方に、その4市町村の格差是正について審議をゆだねているというお話がありましたが、それらの点で、この格差是正につきまして、どのような協議が進んでおるのかお伺いしたいわけですが。

さらに、先ほど市長からお話のありました地域包括支援センターですか、これは国の予算情報によりまますと、住民3万人に1カ所整備すると。そうすると、むつ市であれば6万7,000人ですから、切り上げますと3カ所必要になるわけですが。そして、介護の費用は当初3%ぐらいを見込んでいたそうですが、2%を見込むというような情報も伺っております。そういったことで、地域包括支援センターをいかに、どのように配置するかということがこれから重要になるだろうと思うのです。例えば大畑地区に1カ所、旧むつ市地区に1カ所、川内、脇野沢地区に1カ所配置するのか、それに伴って従来の介護支援センターとの兼ね合いはどうなるのか、その辺が今後大切な計画の要点になるだろうと思ひますが、その辺現在のわかっている範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

それから、予防介護ということが進んでまいりますと、介護サービスの範囲がかなり広がってくるだろうと思ひます。地域の雇用拡大というようなものにも結びつくのではないかと予測がされているわけですが、介護のサービスでそういった雇用増大に結びつくような新規参入の可能性がある事業とすればどんなものが見込まれるのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 介護保険事業計画策定の進捗状況及び公表時期、第1号被保険者の介護保険料の見込み及び旧4市町村の格差の是正についての

協議状況をお尋ねであります。介護保険事業計画は、介護保険法により3年ごとの策定が義務づけられており、現在平成18年度から平成20年度までの3期計画について、保健、医療、福祉の各分野からご推薦をいただいた方々、学識経験者並びに各地域の代表としてお願いを申し上げた計画策定委員の皆様は、本市の現状、介護サービス料の見込みなどをお示しし、第1号被保険者の保険料及び旧4市町村の格差の是正等も含めてご審議いただいております。この3年ごとの見直しが平成26年というふうにご発言がございましたけれども、これについては保健福祉部長から説明をさせます。

これらの第1号被保険者の保険料及び旧4市町村の格差の是正なども含めてご審議をいただいておりますが、介護報酬についても1月に改定額が示されるものと思われまますので、その後2回ほど計画策定委員会の開催をお願いしながら、2月末をめどとして策定作業を完了したいと考えております。第1号被保険者の保険料については、条例で定められており、保険料の変更についても議会の議決が必要となることから、計画の公表は3月の定例会終了後になるものと考えております。

住民3万人に1カ所整備が想定される「地域包括支援センター」についてであります。我々の合併いたしましたむつ市の人口6万7,000人、3万人で区切って地域包括支援センターを準備するというのでよろしいのかどうか、これは議論の分かれるところになると思いますので、慎重なご審議をお願いしてまいりたいと思っております。

この「地域包括支援センター」であります。介護保険制度の改正により、地域高齢者の心身の健康維持・保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うのが地域包括支援センターであります。この地域包括支援センターの機能といたしましては、新予防給付

に関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務となっております。

本市における各業務の実施体制について検討いたしましたところ、新予防給付のケアマネジメントについては、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することとし、身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口として地域型在宅介護支援センターへ業務を委託したいと考えております。「地域包括支援センター」につきましては、業務の内容ごとに適切な職員数を配置し、市直営で1カ所としてスタートしたいと考えております。

介護サービスでの新規参入の可能性についてありますが、介護保険ではサービスの種類が居宅サービスと施設サービスに分けられており、施設サービスにおいては、国より示された参酌標準に基づいて整備が進められますことから、新規参入につきましては、なかなか困難な状況にあると思っております。

一方、居宅サービスにおきましては、介護予防の推進を図るため、通所して利用するサービスに運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上など、新予防給付として新たなプログラムが加えられることや高齢者が住みなれた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとに整備を進める「地域密着型サービス」が創設されることから、新規参入の可能性が見込まれるものと思われまます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、事業計画の関係でございますが、先ほど議員お話しのとおり、5年から3年に変更になっ

てございます。ただ、その指標を平成26年までという部分については、まだ私ども把握してございませんので、ご了解いただきたいと存じます。

それから、デイサービスの、生活を支援するメニューの事業化という部分ですけれども、これにつきましては、従来どおり「生きがい活動支援通所事業」という形で同様に利用していただけるというように考えてございます。

それから、先ほど市長答弁にございましたけれども、「地域密着型サービス」の部分での市に基幹型を置いて、さらに地域の方では現在の在宅型のセンターを利用していくという部分には、これまでどおりの考え方で対応してまいるといことですので、ご了解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 介護保険につきましては、今計画の策定段階ですので、私たちの要望も取り入れて計画のよりよいものをつくっていただくということで、第1点の介護保険につきましては、これで質問を終わります。

二つ目の質問に入ります。二つ目は、漁業環境についてお伺いいたします。まず、むつ市沿岸の汚染とエチゼンクラゲの被害状況についてであります。平成15年度には、非常に赤潮の発生が見られました。恐らくやませが吹き荒れたために沿岸のいわゆる汚泥等が滞留されたというような考え方も出ておるわけです。その結果、ホタテのへい死、そして新たにトド問題、そして今問題になっておりますエチゼンクラゲの大発生等、漁業にとっては大混乱の年であったわけです。ところが、沿岸各地、特に陸奥湾沿岸では青潮も見られるようになりました。この青潮というのは、琵琶湖なんかでも内湾で発生しているわけですが、陸奥湾でも青潮が浅瀬の部分で見られるようになりました。沿岸には何らかの作用があって、赤潮や青潮

が連なって来ていると言われております。

その一つの要因として、生活雑排水の影響だと主張する方も出ております。やはり汚染を断ち切る一つ的手段として下水道が挙げられておるわけです。現に脇野沢川の状況を見ますと、主力は下流地帯の市街地のみが下水道が布設されたわけですが、その効果は着実に見られております。私は、下水道は非常に効果があると、こう評価しているわけです。むつ市の下水道の普及率につきましては、先般の一般質問でも市長の五つの項目の中に積み残しとして挙げられておるわけです。先般の決算審査特別委員会などでもご審議いただいておりますが、いま一度将来の促進の課題について見直しをお聞かせいただきたいなと、こう思います。

次に、また沿岸に漂着する流木、特に生活廃棄物など、プラスチック製の物品もかなり多く沿岸汚染のもととなっています。宿野部の長浜などは景観を損ねる古い流木などが散在しております。その除去に対しましても、かつては漁師、付近の方が拾い上げてたき火の材料にしておったのですが、どうしても潮風を含むために今日では利用する方もなく、またもう一つは海岸線が護岸されて、護岸が高いために海岸におけるといこともなかなか難しくなっているわけです。今旧脇野沢村ではクリーン作戦などをして排除努力をしております。私は、この際市長に、新しいむつ市民の心をつなぐ一大イベントとして清掃駆除の市民運動を来年度から展開してはいかがでしょうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 漁業環境についてのご質問にお答えいたします。

まず、むつ市沿岸の汚染の、1点目の赤潮・青潮などの要因と下水道整備の促進についてであります。閉鎖性の高い水域であります陸奥湾は、

外海との水の交換が悪いため、家庭や工場からの排水の流入により汚濁物質がたまりやすく、赤潮・青潮等の発生要因となります。海水の富栄養化が進みやすい水域であります。幸いなことに陸奥湾は、海水温度が低いことやプランクトンの種類が違ふこともあり、これまで赤潮・青潮による直接的な漁協被害は発生していないものの、養殖ホタテ貝等の漁場環境としては良好な状況にはなっていない現状にあります。

陸奥湾の水質環境の改善には、陸奥湾沿岸市町村が相互に協力し、下水道の整備促進を図ることが必要であると考えられてきました。むつ市といったしましても、公共下水道の整備をスタートさせておりますが、今日発想の転換がなされたようでございまして、下水道整備、これは国土交通省の仕事になりますが、費用が割高になる。費用対効果という点から考えると、絶対的な効果を持つものと断定できないのではないかとこのふうなことで環境省が合併処理浄化槽の推進を始めているところでございます。私どもは、下水道事業に取り組んできまして、今一つの大きな結論を導き出さなければならない時期に来ているのではないかとこのように考えております。また、合併処理浄化槽とあわせて、農業集落排水、漁業集落排水等の下水道類似施設による整備も進めなければならないだろうと考えてところであります。このようなことを進めることによって陸奥湾の水質改善、良好な漁場環境の保全に努めてまいらなければならないと考えております。

2点目の沿岸の流木や漂流物の清掃駆除の市民運動についてであります。沿岸に寄せられる多くの流木や漂着物の堆積により、沿岸における環境はもちろんのこと、アワビやウニ、昆布等の漁場への影響も懸念されるため、県では漁場環境美化推進事業費補助金交付要綱を制定し、市町村が行う漁場環境の維持保全に対して支援することと

しております。これを受けまして、むつ市においても毎年一般市民を初め小・中学校、各種団体等のご協力のもと、各地区において海岸清掃を実施しております。今年度もむつ地区においては、浜奥内海岸、城ヶ沢海岸、烏沢海岸、川内地区では川内港湾、桧川海岸、脇野沢地区では小沢地区から九艘泊地区までの海岸線一帯での清掃活動を実施したところであります。今後ともこの事業を継続し、海岸における環境の美化の推進や海岸愛護の啓蒙を図り、漁場環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 海岸の環境というものは、陸奥湾の漁業者にとっては非常に関心の高いものですので、今後とも市において十分配慮して推進させていただきたいと、こう思います。住民運動につきましても、今後ともむつ市内の陸奥湾沿岸を抱える場としては、沿岸の浄化という意味で推進を図ってもらいたいと思います。

なお、合併処理浄化槽につきましても、私は地元でもそのことを申し上げてきたわけでありませう。例えば小沢地区、滝山地区でも管路の費用が莫大にかかりますから、合併処理浄化槽にしていくべきだと申し上げてきておりますので、その方向転換を大いに生かしていただきたいと思いません。

次に移ります。今非常に問題になっております陸奥湾沿岸、あるいは津軽海峡でのエチゼンクラゲの被害でございますが、昨日私、青森県で大型クラゲ情報というものを出したということがインターネットにのってあったわけですが、ちょうど私のインターネットが不調で、ファクスで県の水産振興課から送っていただきました。大方の県の流れはよくわかったのですが、むつ市としてどういう対応をされるのか、現状を伺っておきたいと思いません。まず最初にその被害の状況をお知らせ

願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） エチゼンクラゲの被害状況についてであります。平成15年度に続き本年9月上旬より大型クラゲの出現が脇野沢海域、大畑海域、関根浜海域で確認され、10月中旬にはその数も増大し、以後現在も大量のクラゲが確認されております。そういう状況であります。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私が調べた状況ですと、大畑地区では、平年3億円の水揚げがあります小型定置とか刺し網などの漁業者においては、約23%の減収の見込みにあると。船によっては、水揚げの10%から60%にわたって水揚げ減になっている、こういう方もあるそうです。脇野沢の例で昨日漁協に参りまして資料をいただきました。それによりますと、クラゲが網の中に入りましたので、その撤去のための費用として104万8,000円、それから昨年の実績と比べまして、魚類の減少、これが約1,800万円ちょっと、合わせて2,000万円程度の被害が生じていると、こういうことでございます。漁業経営体が被害を受けて困難をきわめているわけです。私は、恐らく漁業者の年末の資金繰りは非常に厳しいだろうと思うわけでありまして。エチゼンクラゲの被害のために漁業の早期切り上げと、こういったことも伺っております。また、私どもの地区でのタラ漁の印を入れる場所にもエチゼンクラゲがまだ死滅をせずに浮遊していると。このことから、今後とも漁業への影響、特に雇用にも影響が出てくると思っているわけです。その点把握しておられればご報告をいただきたいと思っております。

それから、初日の行政報告で濱田議員から公害ということで、市長はまだ公害とは認定されていないというようなお話のやりとりがございました

けれども、自然災害には変わりはないだろうと私は思うわけです。そこで、私は平成15年のときも、この施設の被害に対しては漁業の共済制度がないのかどうか、あるいは漁業被害に対しての損害補償金の早期支払い、そういったものを申し上げて対応策を当時の村にも、あるいは県の方にも、つてを求めてお願いした経過があるわけです。そういった意味で、まず水揚げ減少に対する漁業共済の早期の適用ということが大きな課題になるだろうと思います。それとあわせて経営の維持管理、この年末の資金繰り等を考えますと、やはりこれに対する融資は必要だろうと思うのです。かつて平成15年には、私のメモに間違いがあればお許しいただきたいのですが、いわゆる大畑地区の分につきましては、漁業者に対して4,300万円に対しての利子補給、平成22年度まで現在行っていると。それから、脇野沢地区は平成20年度まで400万円の借入れに対する利子補給をしているわけです。国全体、県全体、市全体も非常に厳しい状況でありますけれども、私は少なくとも経営者に対する利子補給の制度を掘り起こしていただきたいと。現在の県の漁業災害の条例によりますと、3億円ですか、4億円ですか、被害額がそれに達しないと、適用できないとあるわけですが、ただホタテの被害に対しては条例適用になっております。したがって、漁業の維持資金に対する融資対策のようなものをもし県が行うとすれば、市としていわゆるその裏打ち部分を利子補給していただくのかどうか、市長からお答えいただきたいと思っております。

それから、漁業施設などの損傷に関しては、やはり私は保険制度、あるいは漁業者自身の基金制度というものが必要になるだろうと思います。そういった面で、もし市として現状なり経過なりを把握していればご説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

質問が非常に多岐にわたっておりますので、まず第1点目の雇用の状況でございますけれども、柴田議員が漁協に直接行って調べのとおり、通常クラゲが入網しないときには必要でなかった例えばクラゲを除去するための人を雇い入れた等々の経費がかかっておるといことも事実でございます。それから確かに入網はしているけれども、どちらかといいますと、トロールに近いような漁業をされている、相変わらず網はおろされているという状況で、用船をされる人を雇いながら漁業をやっている方については、漁を早目に切り上げているというような例は今のところございません。ただ、脇野沢地区については、イワシが今年度は極端に不漁なために、2週間ばかり早目に切り上げた例がございます。それから、大畑地区につきましては底建て網、それから小型定置網、計8漁業体につきまして例年よりもクラゲ入網のために入れる網の数を減らしていると、そういう減少傾向があると。手持ちの網をすべておろすような余裕がないと、クラゲ除去のために非常に手間がかかって、手持ちの網をおろす状況にはないという意味では非常に被害があるかと思えます。

それから、漁業共済ということでございました。漁業共済の適用と経営の維持資金の融資ということでございます。漁業共済の適用ということですが、漁業共済には四つの保険方式がございまして、一つは漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失補償をする漁獲共済、二つ目が養殖生物及び使用中の養殖施設が流出等によって受けた損害を補てんする養殖共済、三つ目が生産金額が病虫害等により減少した場合の損失を補償する特定養殖共済、それから四つ目が漁業に使用中の漁具、それから養殖施設が台風等の自然災害により受けた損壊、それを補てんする漁業施設共済、こ

の四つがございます。今回の大型クラゲで言いますと、脇野沢漁協が漁獲共済に34経営体、それからホタテが対象でございますけれども、特定養殖共済に35経営体が加入されております。大畑漁協の41経営体が漁獲共済に入っておりますし、関根浜漁協の70経営体が昆布を対象とした特定養殖共済に加入されておまして、漁具等の損傷が対象となる漁業施設共済にはどこの組合も加入しておりません。まだ入網している状況にあり、被害状況が確定しておりませんので、共済金がおりの状況にはないわけでございます。被害額が確定しますと、過去5年間のうち最高の年と最低の年を足切りしまして、3年間の漁獲総収入の平均額、これが基準額となりまして、この基準額を下回った減収分が共済金となるものでございます。確定までにはいましばらくかかると思いますが、平成15年度での漁業共済金が1カ月前倒しで支払われているという状況もございましたので、漁業共済組合には平成15年度と同様のような措置をとってもらおうべく私の段階でも県にはお願いしたいと思えます。

それから、経営維持資金の融資についてでございますけれども、これは私も大型クラゲ被害対策会議で県に要望した際にも、被害額が出そろってから関係機関と協議し、新たな融資制度の創出を検討したいという回答をいただいております。

それから、漁業保険制度の活用と基金の創設ということでございますけれども、漁網や漁業施設などに対する対策としましては、先ほどの漁業共済制度の活用ということは考えられますけれども、これに入っている漁業者の方はおりませんので、こちらでの救済はないわけです。平成15年度と同様に漁網等の購入資金融資がされますように、これもまた県にお願いをしたいと思えます。

それから、もう一つの基金の創設というお話がございました。これは、11月30日に三沢市長が会

長を務めております東部海区沿岸漁業振興協議会で知事に要望書を持っていった際に、要望事項の中に大型クラゲ被害対策基金の創設という項目を入れて要望されたもので、これが新聞で報道されておりますけれども、県では県自体でも検討するけれども、国にその創設の努力をしていただきたいというお願いをするようでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番、申し合わせ時間が迫っております。ご協力をお願いいたします。

○18番（柴田峯生） 通告の3番目は、割愛したいと思います。

ただ、今申し上げましたように、エチゼンクラゲにつきましては、非常に被害が大きいと思います。また、漁業者に与える夢というものも失わせるようなことになれば大変ですので、市としても十分配慮をしていただきたいと思います。

私としては、来年度の予算の編成にも、市民の安全安心、そして幸せ感が出てくるような、いぬ年開運になることを願って、以上で一般質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質問を終わります。

（「議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） 貴重な時間、議事進行をお受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。

今定例会、第186回の一般質問初日の1番目ですが、今まで一般質問の慣例は、質問通告、例えば今みたいに3点出されておるとすれば、その3点を前段で質問を申し上げ、そして市長からの答弁を求め、その答弁に対する再質問は一問一答ということで今日までやってきたと思っております。それがただいまの一般質問で、質問内容、答弁等については、私は疑義を申し上げる気持ちは毛頭ございませんが、そのスタイルが今回から

変更になっております。これは、私たちの会派から議会運営委員会に出ている菊池一郎議員からも、それを承知いたしておりません。議長の議事整理権の職権においてこういう取り扱いをされたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（宮下順一郎） 暫時休憩をいたしまして、説明を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川下議員から柴田峯生議員の一般質問の方法につきまして議事進行がございました。その取り扱いについて、後刻議会運営委員会を開催し、ご協議をいただき、確認をしていきたいと思っております。7番。

○7番（川下八十美） 議長、休憩中の局長の説明は、私も議長経験者ですから、十分承知していることなのです。だけれども、この一般質問の通告は、きちっと期日まで通告して、その通告に基づいて議会運営委員会が開かれて、そして第3項目までの事項は、議会運営委員会で確認しているのです。この権威は重いのです。だから、私があえて申し上げるのは、議会運営委員会でのスタイルをきちっと今言うように確認したうえでこういう方法をとらないと、以後の質問通告の形は大変な問題を起こしますよ。柴田議員は今までも毎回一般質問をしてきておりますから、その労に関しては敬意を表している。だけれども、私が今言っているのは個人の質問ではない。全体の一般質問の形でのスタイルをきちっと議会のルールに従ってやるべきだし、議長もそれをとるべきだということをお願いしているのです。

以上です。

○議長（宮下順一郎） ただいま川下議員の議事進行につきまして、ただいまのご発言を重々踏まえまして、議会運営委員会で協議、確認をいたしますので、ご了承願います。

11時20分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 9 分 休憩

午前 1 1 時 2 1 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飛内賢司議員

○議長（宮下順一郎） 次は、飛内賢司議員の登壇を求めます。34番飛内賢司議員。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 質問前に、毛馬内議員のご逝去を、心からご冥福をお祈りいたしたいと思えます。

それでは、むつ市議会第186回定例会に当たり、通告に基づいて質問をいたします。

昔から地元では、朝日新聞にも書いてあるとおり、幻の城錦帯城と言われてきました。それというのも、昔蛸崎では、民家のほとんどが焼けたという大火があったそうで、それゆえに古い史料などは何も残っていないと聞かされてきました。しかし、史料がなくても望楼などのあった場所と思われるが、様子見の松と言われている樹齢伝承550年くらいの太い松の木があります。私ども地元の有志は、城跡が断定できなくても錦帯城という名称だけは残したい、いつの日か、だれかが訪れるかもしれない、さらには幻の城錦帯城が日の目を見るかもしれないと、そのためにもその周辺をきれいにして公園にしようと、10年以上になりますが、整備をしてまいりました。とりあえず、らしくなったことと、グループのリーダーが体調

を崩したということもあり、2年前に我々の活動を中止いたしております。

さて、錦帯城になる前の蛸崎城の発掘調査が昨年から進められ、ことしも11月1日より20日間にわたり行われたようではありますが、その結果について、とりあえず次の5点をお伺いしたいと思います。

最初に、発掘調査の成果についてであります。昨年度行われた発掘調査では、期待した結果は出なかったと聞いております。残念に思っております。しかし、ことしは昨年以上の予算をつけていただき、面積も広く、蛸崎小学校付近を重点的に発掘したようであります。ことしのその時期は、雨天が多く、作業員の方々にはご苦労さまでしたと労をねぎらうものであります。そのような苦労が報われ、11月26日の朝日新聞に「幻の城」に館跡」と大きな見出しで発掘調査の結果を紹介してありました。そのマスコミの報道は、確かなものとして受けとめていいことなのでしょう。30カ所の柱跡が本当に蛸崎城の館跡と断定できるのでしょうか。そのあたりの信憑性をお伺いいたします。

2点目は、調査結果の公表についてであります。蛸崎は、建武のころ、1334年ごろであります。根城南部氏の目代武田修理太夫信義のいたところで、子孫は蛸崎氏を称したとされ、蔵人信純の代に館を拡大修築して錦帯城と号したとあります。康正3年（1457年）春、根城の南部氏に攻められて敗れたとあります。この間123年の歴史が続き、以来約550年の間、館の跡がわからず、それゆえに幻の城と言われてきましたが、ことしの発掘調査により、「幻の城」に館跡」の報道が本当だとすれば、まさに快挙と言わざるを得ないすばらしいことでありましょう。特に錦帯城についての認識は、平成15年1月5日から東奥日報の日曜日朝刊に52回、最終回は12月28日、多くの

方々が関心を持って読まれたであろう「風に立つ人よ」は、当時むつ市内の高校におりました村元先生の作品であります。このような観点から、ぜひ公表して、次へのステップとするべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、学芸員の存在についてであります。今回の発掘調査を指導している七戸町の先生は、非常に忙しく、蛸崎城にはばかり取り組んでいるわけにはいかないようだとの話があるようです。しかし、幻の城が現実のものとして日の目を見ようとしている状態は、これひとえに先生のおかげでありましょう。城跡の確認もあと少しのところまで来ているとすれば、いま一度無理を承知で調査の継続をお願いするべきと思いますが、いかがでしょうか。それに、これからは蛸崎城だけではなく、合併した4市町村の歴史の追求と取り組みもしていかなければならない。そのようなことから、学芸員がむつ市にいないとすれば、ぜひ補充する必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

4点目として、発掘調査の継続であります。調査の成果次第では、下北の観光に花を添える資源となり得る要素が十分の事業でありましょう。これが確かなこととなれば、取り組み次第ではあります。雇用対策に少しでもお手伝いできるのではないのでしょうか。将来のためにもぜひ発掘調査の継続をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

最後は、発掘調査要員の採用方法についてであります。もちろん公的機関での仕事ゆえに公募したものと思いますが、そのような認識でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

以上、簡単に答えを出せることだけでありますので、前向きに歯切れのいいご答弁を期待し、最初の質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 飛内議員の蛸崎城の発掘調査についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり蛸崎城につきましては、文献資料が少なく、なぞの多い下北の中世の歴史の中で「蛸崎の乱」の主人公であります、また北海道松前藩の始祖とも言われます蛸崎蔵人の居城と言われているところでもあります。地元住民の熱意によりまして、旧川内町が平成14年度と平成15年度に縄張り調査を実施し、その結果に基づき平成16年度、そして今年度の平成17年度におきまして、短期間ではありましたが、発掘調査を実施したところでもあります。その結果、一部新聞で報道されましたとおり、本年11月の発掘調査により柱跡と思われる遺構が約30カ所発見され、中でもその間隔、遺構の状況から中世城館のものと考えられます建物跡が確認されたところでもあります。

ご質問の第1点目は、発掘調査の成果といたしまして、それが蛸崎城の館跡とどうしてわかるのか、信憑性はどうかであります。この調査はまだ緒についたばかりであります。その信憑性につきましては、今後の調査で明らかになっていくものと思われま。

現時点で言えますことは、今回の発掘調査を指導していただきました日本考古学協会会員で七戸町教育委員会の小山彦逸氏によりまして、「県内の中世城館跡で発掘調査が行われております建物の柱間は、中世のものは6尺6寸、約2メートルが基準であることから、今回検出されました柱穴は、中世段階の建物跡と考えてよいのではないかと。また、「柱間が7尺のものも見られることから、限りなく蛸崎氏が活躍した15世紀段階の建物跡である可能性も考えられる」ということと、さらにはこの周辺から15世紀の遺物であります「珠洲焼」が検出されているということから、私どもといたしましても、その信憑性はかなり高いもの

があるのではないかと期待しているところでございます。

ご質問の第2点目は、調査結果の公表についてですが、平成18年3月の発刊を予定しております「むつ市文化財調査報告第34集」にまとめ、公表する予定といたしております。

次に、ご質問の第3点目、学芸員の存在についてですが、平成14年度以降これまで一貫して調査を担当していただいております七戸町教育委員会の小山彦逸氏には、もちろんこれからも調査を担当していただきたいという考えに変わりはありません。ただ、小山氏は、七戸町教育委員会の現職の職員でありますことから、七戸町教育委員会と十分な協議の中をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、学芸員を配置すべきではないかとのことですが、現在のところ本市には専門職としての学芸員の配置はされておられません。議員ご指摘のとおり、歴史、民俗、考古等に関する資料の収集、保管、展示や調査研究及び普及活動などを通じて教育、学術及び文化の発展を図るためには、私どももかねてより念願しているところでありますので、配置について今後とも努力してまいりたいと考えております。

ご質問の第4点目、発掘調査の継続についてですが、既に申しましたとおり、中世の建物跡と考えられることや遺物が検出されておりますが、この調査はまだ緒に付いたばかりとの認識を持っており、歴史の解明や観光素材としての期待もありますことから、できる限り調査を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問の第5点目、調査要員の採用方法についてですが、市では事務量の変化や産休代替など一般職員で対応できない事情があった場合に臨時職員を採用しているところであります。内容、目的によっては専門的知識を有する者や技術、経

験を要するもの、また緊急を要することや期間的に制約があるものなどがあり、すべてに公募という形をとっていないのが現状であります。今回の発掘調査に際しましても、直前になるまでその時期が決まらなかったという事情もあり、教育委員会で人選を行ったという結果になっておりますが、調査要員の採用に当たりましては、今後とも公平公正に事務を進めてまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（宮下順一郎） 34番。

○34番（飛内賢司） ただいまの教育長の答弁は、非常に模範的な回答だけありますので、次の再質問はどうしようかなと思って考える部分があります。しかしながら、学芸員の存在については、やはり下北は結構歴史の多い半島だと思います。これは、最終的には市長にご答弁をいただくことになるのかなと思いますが、まずは今小山先生が来ている間に学芸員の補充、それを考えて引き継いでもらって、あとは下北の歴史に専念できる方をぜひ配置するというような方向で、これは逆にお願ひしなければならぬのかなというような気がしております。そのあたりでは、市長は非常にこういう歴史についてはご理解のある方と伺っておりますので、前向きなご答弁をいただきたいと思ひます。

それから、発掘調査の継続、これは今初段階です。今後もうちょっとやらなければ真実を伝えることができないし、幻が現実のものにとまてはいかないだろうと。調査の継続というような状態でございますので、それにつきましては、ぜひ最終的に城の跡、城が建つまでとは言いません。先が見える段階までひとつぜひ財政的にも厳しいものがあると思ひますが、継続の方、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、調査要員の採用方法なのですが、私

は地元ですので、採用された方がどのような方々か、あるいは採用に踏み切った段階の人はどのような人かということ的全部わかったうえでのことだったのです。やはり今はどこも非常に仕事がなくなり、あるいは事業が倒産して首を切られたとか、そういうような方々が結構いるのです、女の人でも男の人でも。男の人は、ちょっと年をとった人が多いのですが、女の人あたりは実際には経済的に苦しい状態だから、今まで土建屋でもどこでも働きに行っていたわけです。それが首切られた。やっぱりそういう困っている人方を採用する、雇う、少しでもそういう困っている人方の手助けをするというようなことが私は前提であるべきと思うのです。社長の奥さんとか公務員を退職した人の奥さんとか、そういうふうな人方は困っているわけではないのです。やっぱりそのあたりはもう少し地域の実態を考えたいという作業のための要員を採用していただければと思うのです。そのことだけは、ぜひ次の機会は実行してもらいたいと思います。そうでなければ、私は公表したくない部分までも言わなければならなくなるのです。ぜひそのあたりは約束してほしいし、そのような方向で進んでもらいたいと思います。そのあたりのお答えもひとついただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 学芸員の配置のことですが、私もやはり文化、学術の振興というのは我々教育委員会にとりましても、教育行政の柱でありますわけでございます。そういうことで、そういう文化活動、行政を展開するにはやはり学芸員という存在は私は大変重要な役割を果たすのではないかなと、こんなふうに思っております。今後とも市長部局と十分相談しながら、配置に向けて努力してまいりたいと思っております。

それから、なお継続したらどうかということで

ございますが、ことしもわずかばかりでございますが、予算をつけていただきまして、ようやく見えてきた部分もございますので、これがさらに拡大してくるよう到我々も継続するように頑張っていきたいと、このように思っております。

以下、細部につきましては、教育部長より答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） ただいまの教育長答弁に補足させていただきます。

調査発掘に当たりまして、現地周辺より調査要員を雇用してございます。この雇用に当たりましては、実態として小山先生の意向を含めることと、それから調査期間、調査時期等を勘案して採用したかに聞いております。ただ、今後の状況につきましては、地元の雇用状況、それから周辺の雇用状況等を勘案しながら、小山先生、また調査は特殊な調査になりますので、その辺も十分含めたいというので、直接教育委員会が関与した形で真剣な中で雇用してまいりたいと思っております。地域にご批判のあるような雇用体系を避けるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 34番。

○34番（飛内賢司） 発掘作業のための人というのは、特殊といえば確かに特殊なのです。でも何か今部長の話の中では、そういう特殊な人だからことし雇ったというような言い方にちらっと聞こえました。ではことし雇われた人は、経験とかそういうふうなもの、特殊な人ということで昨年からの継続という考えでいいのかなと思うのですが、では昨年その人方はどこで経験しましたか。まるっきり素人なのです。川内では、発掘調査をいっぱいやっているのです。経験者もいっぱいいるのです、もしそのことを言うのであれば。だから、余りそのあたりは優等生的な答えなのでしょうけ

れども、そこまでは答えを出さない方がいいと思います。逆にそのような方向で前向きに取り組んでいきたいというような答えが一番いいのではないですか。私もそのあたりで抑えれば、余分な部分を言わなくて済むのです。やはり来年度の発掘調査要員については、さっき指摘されないような方向で前向きに取り組みたいというような言葉が出れば私は満足していたのですが、それはぜひそのような方向で取り組んでいただきたいと思います。

それから、今後それが現実のものになるとすれば、雇用対策にもつながる、いろいろなものにつながるということを言ったのですが、先ほど教育長がおっしゃいました、蛸崎蔵人信純、これは松前藩の始祖になったと、それはある程度の資料を見ましても、そういう部分が載っているのです。ただ、多少年代にずれがあるのです。だから、私は逆に個人的に、あるいは皆さんの力をかりながら、そのこの接点を偉い先生方の力をかりながらでも、本当にそうだったかどうかということまで調べてみたい気がするのです、そのあたりは前から関心があったものですから、平成14年の5月ですか、私は前の川内の町長を筆頭に五、六人、とりあえず松前町へ行ってきました。それから、その後行政連絡員の方々が助役を筆頭にその年ですが、それも松前町に行ってきました。そういう友好の兆しが見えたということで、松前町からは役場職員、あるいは議会の副議長も入っていたのですが、野球のチームが川内に来まして、今後松前町と川内はそういう部分からでもとりあえず交流しましょうということで、向こうからは非常に関心の持った対応の仕方をしていただいたのです。残念ながらそれはそれで途切れてしまったので、ぜひともそのあたりで今後松前町とのつながりは持っていきたいなど。特にむつ市にも公園があるわけですから、松前町の桜、これは非常に日本でも有名に

なっているのです。桜の種類が250種、松前町で開発した桜の木もあるわけですから、250種の大体1万本ぐらいの桜の名所でもあります。

それから、今はもうむつ市になりましたので、小針屋五郎治さんとのつながり、そういうものがあるいろいろありますので、これからはむつ市でも松前町といろんな接点を見出すことによって経済効果もあるのかなと、経済交流にも発展できるのかなと、そういうような気がしているのですが、今の蛸崎城の発展に伴って、そのあたりまで進んでいけるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 恥ずかしい話でございますが、私も歴史についてはほとんど不案内なものでございますが、ただやはり自分の地区の人たちが、あるいはまた自分がどういう生まれ方、あるいは先祖はどのような生き方をしてきたか、どこから出てきたかということ、すなわち英語で言いますとアイデンティティーみたいなものを確かめるといのは、これは自然の姿だと私は思うわけでございます。そういうことで今蛸崎城等々、それから、松前町との交流というふうなことでございまして、今飛内議員からも具体的なお話もございましたけれども、まず蛸崎城の存在というものをきちっと明確にしていくことが当面の課題かなと、それをもとにしながらまた松前等々の関係も考えていきたいと、このように考えてございます。

○議長（宮下順一郎） 34番。

○34番（飛内賢司） 非常に前向きなご答弁をいただきましたので、この辺で質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、飛内賢司議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

（39番 鎌田ちよ子議員登壇）

○39番（鎌田ちよ子） 39番、公明党、むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子です。質問に入ります前に一言申し上げます。

教育民生常任委員長であられました毛馬内議員の突然の訃報をお聞きいたし、心よりお悔やみ申し上げます。

昨今の広島市や栃木県今市市の小1小児殺害事件、群馬県高崎市小2女児殺傷事件、そして京都市小6女児殺害事件、無抵抗な女の子が巻き込まれる悲惨な犯罪が多発しています。本市におきましても、8日、女子中学生が男に腕を引っ張られる事案が報道されました。事件にはなっていないものの、声がけ事案、連れ去り未遂があり、胸を痛めております。市政だより11月25日号に4団体様からの防犯ブザーご寄贈お礼の記事が載り、市内小学校全校児童に配布完了できたとの報告でした。むつ市議会第179回定例会、第184回定例会において児童・生徒の安心・安全対策と防犯活動について質問と提案をしてみました。本市の子供たち全員に防犯ブザーが届けられましたこと、そして前回の9月定例会で自動体外式除細動器（AED）設置による救命向上についての質問をいたしましたところ、FMラジオの議会中継を聞いておられた方より、翌日教育委員会に2台の自動体外式除細動器をご寄贈いただき、市民の皆様のお心ある善意に元気をいただきました。心よりお礼と感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

ございました。

月日のたつのは早いもので、2005年もあとわずかとなりました。本年は、3月14日、1市2町1村の合併による新市誕生という記念の年でもありました。杉山市長におかれましては、難問や懸案事項が山積した厳しい曇り空での出発であります。こうしたときだからこそ果敢に挑戦する指導力、先見性、判断力と実行力が問われてまいります。6期目の出発となります本定例会、冬は必ず春となるとの期待のエールを送り、通告に従い質問に入らせていただきます。市長並びに理事者の皆様の誠意あるご答弁、よろしく願いいたします。

第1の質問は、土木行政、生活排水問題についてお伺いいたします。太古から人間は、わき水のあるところや川の流域に集落を構えました。暮らしに欠かせないのはもちろんのこと、水がなければ人間はせいぜい数日しか生きられません。その水は、蒸発散と降水という自然の仕組みで地球上を絶えず循環しています。大気中の水蒸気は雲となり、雨や雪などとなり降ってきますが、その85%は海上から、残り15%は陸上から蒸発散して空へ戻ると言われます。これを循環する水の道とすれば、それを暮らしに利用するためさまざまな施設を通して浄化することは命を守ることに繋がります。飲料水のほか生活水のほとんどを河川など公共水域に依存しており、その水質保全是生命と生活を守るうえで極めて重要な課題です。特に公共水域の主要な汚濁原因は、家庭から処理されずに排水される生活排水によるものであり、生活排水対策の早急な実施が求められております。本市におきましても、公共下水道を中心に工事が進められているところでありますが、下水道事業では、1人当たりの建設費が全国平均で130万円、その8割から9割が管路建設で占められ、1キロメートル引くのに平均1億7,200万円、この

事業費を回収すべく下水道料金については、人口規模が少ない自治体ほど使用料による回収率が悪くなります。そこで、次の2点について市長にご所見をお伺いいたします。

1として、下水道工事の普及率と県内各市の比較をお示してください。

2として、何世帯の人が加入し、1世帯当たりの工事費はどのくらいでしょうか。

第2の質問は、教育行政、学校図書館の充実についてお伺いいたします。新聞報道によりますと、児童・生徒の71%が「楽しむ読書は好き」と答えています。22%は、そのために図書館で本を借りたことはなく、「宿題や授業でしか本を読まない」が33%、「教科書より厚い本を読んだことがない」も23%、そして学年が上がるほど本離れの傾向にあると指摘されています。また、小学校教師の41%、中学校、高校教師の78%は、「自分の学生時代に比べ、国語の学力が下がったと思う」と答え、小学校高学年でも単語しか話せない、中学で日本語が通じない、高校で余り字が書けないなど、国語力の崩壊を嘆く声が多く寄せられたとの報告がありました。この調査を実施した研究会は、国語の学力低下は明らかで、読解力、文章力の低下には本を読まなくなったことが影響していると指摘し、人間のコミュニケーション手段としての会話能力、文章力、表現力の低下が社会に及ぼす影響を危惧されています。

このような背景から、平成13年12月、議員立法による「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立、施行されました。その基本理念、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、さらに「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極

的にそのための環境の整備が推進されること」としています。具体的には、政府に子ども読書活動推進基本計画の策定を義務づけ、地方自治体は同様の計画策定を要望しています。また、出版社など事業者には良書の提供を求め、保護者には読書活動の機会の充実、習慣化の役割を明記、これを受けて平成14年8月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定いたしました。保護者に対し、読書の重要性の理解を促す、また各学校に対しては、朝の読書の奨励など目標を設定し、読書の習慣の確立を促す。そして、平成14年度から5カ年の地方交付税計画650億円に沿って学校図書館の図書資料整備、専門知識のある司書教諭の配置促進、公立図書館、学校図書館、県立図書館などの連携推進が実施されています。

ところで、本市の現状はどのようになっているのでしょうか。次の2点について、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

1といたしまして、小・中学校の読書活動の推進状況をお示してください。

2といたしまして、学校図書館の蔵書達成率と司書教諭配置についてお示してください。

第3の質問は、福祉行政、ブックスタートについてお伺いいたします。先日の新聞報道によりますと、本県の市町村の出生届に基づくことし1月から6月までの赤ちゃんの出生数は5,147人、前年同期より623人減り、ことしに入り、少子化が急加速したことが示されました。本県の少子化は、職場がなく、親となる若者世代が県外へ流出する影響が大きいと指摘されています。私は、むつ市議会第179回定例会で少子化対策、保育行政の充実、第181回定例会では乳幼児医療費の無料化と地域子育て支援センター設置など、行政として取り組むべき子育て支援について質問と提案をしまいいりました。若い子育て世代は、大型店舗の倒産や、ガソリン、石油など燃料費の高騰で毎日が

精いっぱい、過酷な生活を強いられている現状であります。

ところで、ブックスタートではありますが、1992年にイギリスバーミンガムで教育基金団体が中心となり、図書館、保健局、大学教育学部が連携して始まりました。その大学の研究では、読む、書く、聞く、話すといった言語力の能力だけでなく、係数、算数、形、空間など数学的能力においても発達に大きな影響力を与えているとの結果が出されました。日本では、平成12年のこども読書年を機に取り組みが始まり、本年10月31日現在、632の自治体で実施されています。

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、温かなぬくもりの中で優しく語り合う時間が大切です。そうした時間を通して赤ちゃんは自分が愛されていることや守られていること、大切な存在であることを体感します。そして、言葉を呼応させる経験を積み重ねながら、ゆっくりと人を信頼することを知り、さらに自分以外の人と気持ちを通わせる力をはぐくむのです。また、赤ちゃんに向かい合うそうしたひときは、周りの大人にとっても心安らぐ楽しい子育ての時間になります。そのかけがえのないひとときを絵本を介して持つことを応援するのがブックスタートです。

具体的には、乳児健診時に参加したすべての赤ちゃんと保護者に絵本や子育てガイドブック、図書館の利用案内など、絵本を通して心が通い合う温かい時間を持ってほしいとのメッセージを添えながら保護者一人一人に手渡していきます。昨今凶悪犯罪、いじめ、自殺、子殺し、親殺しなど子供にかかわる悲惨な事件や少年による犯罪がふえています。識者によりますと、その子供たちの心の底を探っていくと、良書に触れていない、共感されていない、対人関係がうまくいっていないという共通の要因が指摘されています。ブックスタ

ートは、ただ絵本を渡す運動ではありません。絵本に赤ちゃんと保護者の方の幸せをとの思いを添え、赤ちゃんが地域の宝としてともに生きることを願うものです。

ご相談を受けた方の中には、いろいろな事情で生活するのが精いっぱいの方もありました。赤ちゃんは、平等に幸せになる権利があり、ここに生まれてきます。初めての絵本を、愛子様も読まれたような内容のすばらしい絵本を、むつ市に生まれてくれてありがとうとの思いを伝えるブックスタートについて、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、3点にわたり質問いたしますが、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、生活排水問題についてであります。かつて私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の中で、便利で豊かな生活を送ってまいりました。しかし、その代償として公共用水域の汚染や不法投棄、温暖化などの環境問題が発生しております。このような状況の中で、私は地球環境の保全に努め、豊かな自然に立脚した産業を生かしながら、総合的な産業活性化を図る循環型社会など、自然と共生した独自性のある地域づくりを目指しているところであります。中でも家庭などから排出される生活雑排水対策として、合併したすべての市町村において下水道の整備、あるいは合併処理浄化槽の推進などを行い、地球環境を守り、次の世代にかつての水辺を取り戻していく努力をしているところであります。しかしながら、下水道整備に着手した時期が遅かったことや財政の問題などもあり、新むつ市の下水道普及率は、平成17年4月1日現在10.1%と決して高い数値とは申せま

せんが、その中でも川内地区は45.7%、脇野沢地区は51.9%と青森県全体の下水道普及率47.1%に近いか上回る普及率となっております。私は、今後とも各地区の整備計画を尊重し、公共用水域の水質保全に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、ご質問の1点目の県内各市の下水道普及率であります。青森市69.9%、弘前市79.9%、八戸市46.9%、黒石市52.5%、五所川原市35.8%、十和田市55.4%、三沢市40.5%、つがる市18.3%となっております。

次に、2点目の何世帯の人が加入し、1世帯当たり工事費はどのくらいかということですが、新むつ市全体では、11月末現在で1,075世帯が下水道に加入しております。また、1世帯当たりの工事費につきましては、配管距離が20メートル程度の一般的な家庭の例で申し上げますが、現在水洗トイレの場合では、水洗トイレを改造する場合がありますが、約40万円から50万円、くみ取り式トイレの場合では約70万円から80万円の工事費が必要となります。ただし、これはあくまでも一般的な場合ですので、水洗器具を高価なものにする場合や宅地内が舗装してある場合、建物の構造上どうしても改築しなければならない場合は、さらに多額の費用が必要となります。いずれにいたしましても、工事を行う際には下水道の指定工事店へ見積もり依頼をしていただきたいと思います。

次に、ブックスタートについてですが、これは乳児健診に参加した親御さんに対して、赤ちゃん向け絵本や親御さんに対するガイドブックなどをセットにした「ブックスタートパック」と呼ばれる配布物をプレゼントし、その場で図書館員やボランティア、保健師が子供と本の時間を持つことの楽しさや重要性について親御さんに説明することで、「親と子の本の時間」を息長く応援する運動のこのようであります。1992年に英国

で始められたこの運動のキャッチフレーズ「シェア・ブックス・ウイズ・ユア・ベビー」が表現するように、直接絵本を手渡すことで赤ちゃん和本をシェアすること、つまり本を通して赤ちゃんと保護者が楽しい時間を分かち合うことを応援する運動であります。プロジェクトの目的は、保護者の活字離れ、育児不安、親子関係の希薄化、子供の想像力や集中力の低下など、イギリス社会の深刻な問題があったようであります。今の日本においても、同じ問題を抱えておるわけでありまして、この運動の意とするとところは十分理解できるのではないかと考えます。次の世代に言葉を豊かに伝える場が家庭であることを考えるとき、家庭内における親と子の読書体験の共有が必須であることは火を見るより明らかであります。乳幼児のうちから親子で本の時間を持つことの意味の重要性について、バーミンガム大学での研究調査の結果では、ブックスタートファミリーとブックスタートを受けなかった家庭の2グループを比較したところ、読み・書き・話・聞きといった語学教科だけにとどまらず、計算・算数の応用問題の思考能力についても効果が顕著にあらわれた報告書が出ているようであります。

青森県内においては、青森市、十和田市、東北町が実施しておりますが、実は旧むつ市においては昨年より3歳児健診の際に毎回「読み聞かせボランティアネットワーク」という個人15名と5団体のボランティアの方々が既に「読み聞かせ」を実践しておりますが、鎌田議員のご提案をもとにブックスタートとしてさらにむつ市全域に広めていかなければならないものと考えるところであります。今後ともご助言をいただきながら、新むつ市の地域の特性に合わせ、バリエーション豊かに、そして保健師の専門性や民間活力を生かしながら、積極的に母子保健事業を推進してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員の学校図書館の充実についてのご質問にお答えいたします。

昨今さまざまなメディアの急速な進展に伴い、児童・生徒の嗜好、好みの変化等から読書量の減少、いわゆる活字離れの傾向が顕著になっており、このことは学力の低下、子供社会の変質を招く要因となっていることを危惧しているところであります。教育委員会といたしましては、こうした状況を直視し、学校教育現場での「朝の読書」、図書館での「読書感想文コンクール」、移動図書館車の運行等の活動において、積極的な「読書推進」対策をとり、読書とのかかわりを深める運営体制をしいていることをまず前提に申し上げておきたいと思っております。

まず、ご質問の第1点目の小学校、中学校での読書活動の推進状況についてであります。各校とも国語の教科指導以外にも読書活動の推進のため、さまざまな取り組みをしているところであります。主なものとしては、全校一斉に朝の始業時間前に10分間程度を読書時間に向ける「朝読書」を実施している学校が小学校で22校中17校、中学校では10校中7校となっており、全校32校の約80%の学校が実施しているところであります。

「朝読書」の実施方法は、各学校で異なりますが、週5日のうち週4日、週4回の実施をめどに各校とも努力をしているという状況でございます。「朝読書」の効果につきましては、読解力の向上はもとより、生徒指導上からも有益な効果があることから、今後未実施の学校に対しましても推奨してまいりたいと思うところでございます。

ご質問の2点目の学校図書館の蔵書達成率と司書教諭配置についてですが、議員もお話しのとおり、国では「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、児童が読書を通じて豊かな感性や

情操、思いやりの心をはぐくむことができるよう平成14年度から学校図書整備に必要な経費に対し、地方財政措置を講じているところであります。教育委員会といたしましても、国の「学校図書標準」に基づき、毎年平均保有率に応じた予算配分をしております。平成17年度の小・中学校の平均保有率は64.48%、1校当たり4,244冊となっており、その内訳としましては、小学校で59.51%、1校当たり3,511冊、中学校では72.48%、1校当たり5,856冊であります。今後におきましても、できる限り学校図書館の蔵書冊数をふやすべく努力を傾けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、司書教諭の配置につきましては、学校図書の充実をねらいとした学校図書館法の改正に伴い、平成15年4月1日までに12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられており、当市におきましても、配置を義務化された小学校6校、中学校1校に配置をしているところであります。

以上が学校における読書の取り組み、学校図書館の状況であります。むつ市には東北でも有数の市立図書館が地域文化の拠点施設として平成12年度に開館しております。また、合併に合わせ、各地区図書館分館の位置づけも明確にいたしましたことから、今後図書館本館を核とした全市的な図書館ネットワークの構築や移動図書館車の運行拡大など、小・中学校を取り込んだ読書推進事業を展開してまいりたいと思うところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

第1の質問について、再質問を行います。私は、7月15日、青森県環境整備事業協同組合主催の「浄化槽普及で水守る」として開催された講演と、11月11日、本市で開催され、市長もパネリストとして

出席されました環境省主催の「浄化槽タウンミーティング青森」において勉強させていただきました。公共用水域の水質汚濁の原因に、炊事、洗濯、入浴などの日常生活に沿って排出される生活排水が大きな要因となっています。例えば東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの水域においても、汚濁原因の5から7割近くが生活排水に起因しているとの統計があります。このようなことから考えますと、田名部川初め市内の川は、天然の良湾陸奥湾に流れており、生活排水問題は重要な課題と認識いたします。

ところで、生活排水の処理ですが、永続的に億単位に大きな負担を抱える公共下水道整備より適正な保守管理、清掃すれば処理性能がよく、1戸当たりの建設費が安く、設置期間が短く、その場で処理できるなどの経済性と効率性を備えた環境浄化槽の整備を進めるべきであります。また、耐震性に関しましても、阪神・淡路大震災における下水道と浄化槽の被災状況は、電気、ガス、水道、下水道、道路、軌道等のライフラインは一斉に災害に遭い、全体ないし多くの部分が麻痺し、修復には長時間を要しました。下水道も莫大な被害が生じ、完全に麻痺したのに対し、浄化槽では宅地内配管及び本体に微妙な破損が認められたが、いずれも被害は軽微で、その修復は容易であったと報告されました。また、住宅用浄化槽で面的整備を行った香川県さぬき市では、ボウフラやウジ虫の発生源が抑えられ、蚊やハエが少なくなり、メダカやホタルがよみがえり、河川にはアユの回帰が見られるようになったと住民が喜んでいます。市長は、2代にわたり長年本市のかじ取りをされてきた方です。山、川、海、恵まれた自然をしっかり守っていただき、きれいな下北を次世代にバトンタッチできる行政をお願いいたします。自治体が永続的に億単位の大きな負担を抱える公共下水道整備を大鰐町のような住民負担額が大きく軽

減される浄化槽市町村整備推進事業の導入について、午前中の柴田議員への答弁でも方針転換のお話をちょっとお聞きいたしましたが、このことにつきまして市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただいまお話にございましたように、去る11月11日に行われました「浄化槽タウンミーティング青森」にパネリストとして出席いたしました。話をしたのはエチゼンクラゲのことでございまして、これは黄海等の海の富栄養化が原因だろうと。つまりは、中国も韓国の一部も排水に対する配慮がまず足りない、あるいはおけているという現象があるということで申し上げたところでありますが、幸いにして二の矢、三の矢が全然射られてなくて、私だけが1回の話で終わってしまったのです。つまり結構私が言っていることは意味があったのでしょうか。そういうようなことございまして、私も下水道、特にむつ地区での下水道の普及というのには、この20年の間随分悩みましたけれども、平成7年から工事に取りかかったわけでありまして。取りかかった時点では投資額も結構大きなものがございました。また、最終処分場の建設にも多額の費用を投じておりますが、これの機能がまだかなり余裕がある、たった10.1%かそこの下水道の加入しかいただいておりますから、ただこのパーセンテージというのはちょっとくせ者でありまして、何戸建物があって、そのうちの何戸やったかというような計算をすると10.1%。今下水道に加入してもらっているのが、例えばむつ総合病院でありますとか、むつ市役所でありますとか、大きなボリュームを持っている事業所を中心に入ってもらおうような方策をとっております。青森県の合同庁舎はまだ入っていないのです。県の方の予算がつかないからということなのでありますが、そういうような事情もありまして、10.1%という数字は、ですから

比率を正確にあらわしているものではないということをおわかりいただきたいと思うのであります。ただ、下水道というものの能力、合併処理浄化槽というものの考え方、これが先ほども申し上げました、柴田議員にもお答えしたのであります。国土交通省と環境省との綱引きがある。環境省は、この合併処理浄化槽の普及にかなり積極的です。先ほどもお話がありましたように、「浄化槽タウンミーティング青森」というのは環境省の主催です。わざわざ中央の官庁から偉い方がいらっしゃって、そして環境省の応援団と言ってもいいような方々がパネリストの中心に座っていらっしゃる、コーディネーターをやっている。そういうことからいきますと、確かに合併処理浄化槽には合併処理浄化槽としてのすぐれた点があります。しかし、下水道にも同様に下水道でなければ果たせない役目もあるわけでありまして。私どもの下水道は、阪神・淡路大震災の災害の後に設計をし、着工いたしておりますから、阪神・淡路大震災のような脆弱性をかなり減らしているわけでありまして。阪神・淡路大震災は、地震がないことを想定した段階での下水管を布設しているわけでありまして、かなりな大きな被害があった。合併処理浄化槽は、神戸市の下水道が布設されてから随分後に普及されたものでありまして、その後もありますし、そして同時に合併処理浄化槽は毎年毎年進歩しているのです。そういうさまざまな要素を組み合わせるといえないといけないということがございます。必ずしも合併処理浄化槽にだけ軍配を上げるという考え方で取り組むわけにはいかないだろうと考えております。ただ、今日の財政事情ですと、下水道に金をつぎ込むというのは大変なことでありまして、大分スタートした時点よりも予算は年度ごとに減りつつあります。

そのようなことを前提にお答えをしたいと思います。浄化槽設置整備事業費補助金であります、

この補助金は下水道認可区域以外の方々にご利用をいただいております。議員お話しのとおり、各地区でその補助金額が異なっております。これは、合併前の各市町村で補助金額に相違があり、合併協議会において合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に調整すると決定したことによるものであります。平成12年に建築基準法の改正が行われ、平成13年度から家屋を新築し、トイレを水洗にする場合は合併処理浄化槽が義務づけられております。現在は、この新築家屋に対しても浄化槽設置整備事業費補助金を交付しておりますが、建築基準法の改正から5年が経過していることなどから、新築家屋に対する補助金は廃止しなければならないものと考えております。ただし、単独浄化槽やくみ取り式トイレを合併処理浄化槽に改善する場合の補助金に関しては、川内地区並みに調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 今、先に市長から、浄化槽整備事業補助金交付金についてお答えをいただきましたので、ここは質問を割愛させていただきます。

その次ですが、側溝の件で質問させていただきます。いよいよ厳しい冬の到来で、市民は除雪に苦労しています。側溝は、雪捨て場ではないということはわかっていますが、除雪車が置いていく重い雪の塊や捨て場のない雪を側溝で解かしながら捨てているのが現状です。青森市では、公共下水道が地下を通り、側溝に水が流れなくなったため雪が捨てられなくなり大変になった、このようなことになったのは、行政に責任があると市民の方は怒っていました。お金のあるところは、融雪溝も整備できるでしょうが、現実には厳しいと思います。住宅用浄化槽の推進できれいな水が流れる側溝の整備をしていただきたいと思います。

て、次の質問に入ります。

教育委員会委員長に蔵書について再質問いたします。蔵書をふやすことについてであります。財政事情があり、難しいと思います。各校にある蔵書のデータベース化や市内の図書館、県立図書館とのコンピューターネットワークを構築し、書籍を共有することで限られた図書数でも1冊の本が希望する多くの学校で多くの方に読まれることにより、本の価値は何倍にもなると思います。また、交通などのマイナス条件に関係なく、読みたい本が自由に入る環境を整えることも大切だと思います。学ぶ喜びと生きる力をはぐくむ図書環境充実について教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 再質問にお答えいたします。

市立図書館本館の蔵書についてのデータベース化につきましては、平成12年4月の開館時点でデータベース化を行っているところであります。また、図書検索につきましては、地域イントラネットの整備により、ことしの平成17年5月からインターネットで学校でも家庭でも検索できるような対応をとっているところでございます。川内、大畑、脇野沢の各図書館分館につきましても、現在データベース化を進めている最中でございます。この結果、現時点では図書館本館の約12万冊と脇野沢分館の2,144冊が検索可能となっております。川内分館、大畑分館の蔵書につきましても、来年平成18年1月をめどに準備しているところでございます。また、学校図書館につきましても、財政事情を勘案のうえ順次進めてまいりたいと、このように考えております。また、昨年4月から青森県図書館情報ネットワークにも加入し、県立図書館を含む県内公立図書館での蔵書データを共有しており、相互に貸し借りできるシステム、図書館同士の貸し借りに大きな効果をもたらしていると

ころでございます。

また、学校との連携につきましても、団体貸し出し制度という制度の中で、学年や学級単位の貸し出しも実施しておりまして、30冊を1カ月間利用できることが可能となっております。学校によりましては、定期的に生徒が団体貸付を受けるため、図書館を訪れる場面も見受けられております。現在学校関係、学校・学年・学級単位の団体登録は72団体となっております。また、県立図書館から1年間通じて借りられる協力図書の利用は、9校で3,310冊のほか、子供の読書推進図書セットの利用もあります。

移動図書館の運行につきましては、児童・生徒はもとより、各町内の方々まで巡回を心待ちされている状況でございまして、市内の6校を含む16ステーションに2週間に1度のスケジュールで4月から11月まで運行いたしているところでございます。なお、学校からの図書の借り入れ申し込み等は現在のところファクス等で行っているところでありますが、予約システムにつきましても、学校図書館のデータベース化完了後に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤藤一雄議員の登壇

を求めます。14番澤藤一雄議員。

(14番 澤藤一雄議員登壇)

○14番(澤藤一雄) 質問に入る前に、昨日突如として逝去されました毛馬内光雄議員には、これまで職場の、そして議会の大先輩としてご指導をいただきましたことを深く感謝申し上げ、心よりご冥福を申し上げます。

なお、また最近感じたことを一言申し上げます。先日議会からの帰り道、国道を走行中ですが、黒っぽい服装で手押し車を押して対向してきた高齢の女性に気づくのがおくれて、非常に危険な状況になりました。夜間でも遠くから確認できればと感じた次第でございます。

それでは、通告をいたしました一般質問に入らせていただきます。3月6日の出直し町議会選挙で当選させていただき、12月6日をもって満9カ月になりました1年生議員の澤藤でございます。大畑の皆様方の願いを胸に、先輩議員の皆様方のご支援をいただきながら、むつ市議会第186回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

杉山市長におかれては、10月2日執行の合併後初のむつ市長選で圧倒的な得票で6期目の当選を果たされ、いよいよ新市の目指す「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地」を目指して、これまでの5期20年の経験と実績を生かし、あらゆる分野にわたって施策を積極的に展開していかれることと期待を申し上げます。しかし、市長自ら薄氷を踏むようなと表現されたむつ市の財政問題、平成16年度決算で明らかになったように、一般会計の赤字は22億7,700万円となっています。しかし、水道事業会計からは4億円の借入れ、用地造成事業会計では14億9,900万円の借入れ、いわゆる隠れ借金のあることが判明いたしました。合併前から隠れ借金があることは知られていましたが、これら隠れ借金を合計しますと41億3,700万円となり、32億円と言われる財政再

建団体転落ラインを大きく超えて、現時点で既に破綻状態にあるのであります。景気が回復したとの前提のもとに地方の求める権限の移譲を行うのではなく、国の権限を残したままで国のいわゆる三位一体改革が進められ、医療、福祉、年金、教育を含むあらゆる分野で構造改革の名のもとに負担を地方自治体と国民に押しつけ、さらには消費税を初めこれまたあらゆる税の引き上げが論議されており、この状況がどこに落ちつくのか、見通しのつけがたい状況にあります。

このような中、全国でも最も所得の低いグループに属する青森県、その中にもさらに厳しいむつ下北地域は、農林水産業の構造的不振、公共事業の減少や販売不振による倒産や事業所の閉鎖、これによって生み出される失業者は、新規卒業者にとどまらず、30代から50代の働き盛りの世代もハローワークに列をつくっているのであります。

12月3日の新聞によりますと、2000年と2030年の比較でむつ下北の人口は、7万5,000人から6万人に減少し、域内総生産も13.4%減少するとの経済産業省による地域経済シミュレーションが発表されました。私が12月2日の全員協議会で申し上げたように、まさに過疎化スパイラルとも言うべき状況が着実に進行しているのであります。さらに、国による道路特定財源の一般財源化と同時に、電源立地地域対策交付金もあわせて一般財源化の論議がなされているのであります。これらは、すべて一つの方向性を持っているのであります。

事は、日本国政府によるなりふり構わずの苦し紛れの歳出の抑制であります。そうなれば、これまでの長年にわたる市長のご努力が何だったのか、後には使用済み核燃料中間貯蔵施設だけが残るという結果になり、市長はもちろん、私を含む議会としても重大な責任を負うこととなります。多くの施設をつくって管理運営コストは電源立地

地域対策交付金で賄うという市長の論理が果たして成り立つのでありましょか。確かに青森県で一番広い面積のむつ市の中央地区にまばゆいばかりの近代的な都市を建設し、市民もまた近代的な都市の市民として日々の生活を享受する、素晴らしいことでもあります。しかし、それもすべては中間貯蔵ありきであります。

ことし3月に新市が誕生しましたが、旧町村の中には、住民からの道路側溝の補修の要望にすら応じることができなくなったために、打ち出の小づちを持つ杉山市長のむつ市に雪崩を打って忠誠を誓った感があります。つまり地方自治体としての自立へのあきらめ、丸投げ合併であります。今回の合併をめぐる動きの中で中心部が繁栄して周辺部は寂れるという懸念がありました。今まさにこの懸念が的中したと旧町村の住民は見ています。町から大きな集落になった地域の人々は、意欲をなくし、経済も加速度的に縮小しています。市長には、こうした懸念を払拭し、新市の市民に希望を与えるためにも市全体の均衡ある発展、振興を図っていく責任があります。

行政の長には、中長期的な将来を見据える先見性が求められます。小泉純一郎総理が単年度の赤字国債発行額を30兆円に抑えろとの方針のもとに地方切り捨てを始めたときに、我がむつ市は箱物建設とその維持管理という中間貯蔵頼み、他力本願のプライドの高い生活が今後いつまで維持できるのでありましょか。私は、やはり人間生存の基本は、物の生産と流通であると考えます。企業の誘致は重要であります。今後とも市長を初め市民が力を合わせて最大限の努力をもって取り組まなければなりません。

この下北半島は、夏はやませで冷涼、冬は積雪寒冷と過酷な気象条件であります。これまで祖先がなりわいとしてきた漁業と林業は、国際競争を主な要因とする構造的な不振を招いて久しく、農

業もまた多くの場合兼業を余儀なくされ、自家消費的な側面が強いのであります。しかし、新市まちづくり計画に地域の持っている特色ある資源を生かした地域ならではの産業づくりによる雇用の創出とうたっているように、この道より生きる道なしであります。地道に第1次産業の可能性を追い求めることだと思っております。

幸いにして新むつ市には、ヒバがあり、木材工芸をなりわいとする方々がおられます。川内地区に高原野菜やナマコ、脇野沢地区にイノシシやタラ、ホタテ、大畑地区にはスルメイカ、海峡サーモンがあります。上杉鷹山の精神に学ぶまでもなく、市長自ら、あるいは職員をして殖産を進めるべきであります。何も職員に開墾をさせようというわけではありません。市民のなりわいを豊かなものにし、行政の総財政破綻状態のこの不安だらけの世相において民心を安定させる、そのことこそが行政の基本であります。

先ごろ亡くなられた大畑の産業振興課長が、補助制度を活用し、8年前から農家の皆さんに呼びかけてハタワサビの栽培に取り組み、販売先の確保まで指導してきた事例があります。大畑では、最近本マグロのはえ縄漁を始めた漁師があります。すべてが成功するわけではありません。しかし、この厳しい気候条件に適した農林漁業等の産物を見出し、産地化、ブランド化に向けた取り組みは不可欠であります。青森県が攻めの農林水産業を展開しているこのときこそ、これらの産業をむつ市の行政が責任を持って支援するために、職員の皆さんの意識を改革し、農林漁業関係団体と連携して事業を進められるよう次の4点について答弁を求めます。

- 1、地区ごとにプロジェクトチームを組織し、必要に応じて懇談会等を開催する。
- 2、情報の提供や補助制度の活用、予算の確保を積極的に推進する。

3、市民の中から人材を発掘する。

4、新しい目で地域を見直すために職員人事の交流を積極的に行う。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

次に、観光問題についてであります。10月9日に首都圏からおいでになった方々を案内して薬研野営場から実験林を歩いた際、野営場の直径30センチから50センチ程度の樹木が10本程度枯れていることが判明いたしました。この原因は、数年前に行われたキャンプサイト造成工事の覆土が原因ではないかと思われまます。放置すれば、今後も枯死する樹木がさらにふえる可能性があります。このままですと、まさに公共による環境の破壊であります。さらには、野営場の周囲をめぐる遊歩道の橋が朽ち果てて歩けない状態になっています。橋が通行できない状態の遊歩道は、危険であるとともに、利用者が管理者に対して不信感を抱きます。用地及び樹木が国のものであり、国定公園の指定区域となっていることから、放置することは許されないと考えます。

いま一つは、奥薬研修景公園夫婦かっぱの湯であります。露天風呂でありますから、開放的なロケーションで渓流と森林の美しい風景を満喫しながら入浴できることはすばらしいことでもあります。まさに保養、精神の開放であります。しかし、やはり不安を感じる方もありますので、外部からの目隠しが必要のようでもあります。安心して入れてこそそのリラクゼーションであります。これらの問題についてどのような改善策を講じられるのかお伺いいたします。

次に、薬研地区における公共施設の料金についてお伺いいたします。野営場の利用料金が平成15年度から値上げされ、宿泊で300円から500円に、日帰りが100円から200円になりました。これに伴って利用客が平成14年度の7,593人から平成15年度で4,734人へと37.7%の減少となっております。

収入では、値上げが60%から100%と大きいにもかかわらず、利用料収入は平成14年度の170万6,100円と比較して平成15年度、平成16年度は若干ながら増収となったものの、平成17年度は16万7,300円の減収となりました。平成16年度には、奥薬研修景公園夫婦かっぱの湯も無料だったものが大人200円、子供100円と有料になりました。この結果、平成15年度と平成16年度の利用者を比較してみますと、3万3,026人から1万9,841人へと40%も減少している。確かにこの部分では、350万円余りの収入が新たに発生しました。しかし、収入確保のために利用者数を大幅に減らして、果たして設置条例にうたわれている地域住民の健康増進と保養の場を提供するとともに、観光の振興を図るという設置目的に沿うことになるのでありましようか。

さらには、平成17年3月の合併に伴って隣接する老人福祉センターの料金が250円であったものを入湯税を徴収しないとすることで、結果的に100円になりました。これによって閑散とした修景公園夫婦かっぱの湯をしり目に老人福祉センターには車があふれているという状況であります。もちろん福祉施設でありますから、安い方がいいのであります。石けんの使えない夫婦かっぱの湯が200円で、老人福祉センターが100円であることに対する疑問の声があるのもまた事実であります。このように薬研地区を観光地として全体的に見た場合、地区全体の観光業に与える効果、影響がどうであるのか、指定管理者制度に移行するレストハウスの運営にどのような影響を与えるのか、これらを総合的に考えるとき、単に財政の面からだけの判断をすべきではありません。市民はもとより多くの観光客の方々においでいただく、そのためには有料化あるいは料金値上げをした時点での事情は理解しますが、その結果が見えてきた現在、さらなる見直しをすべきものとも考えるも

のであります。市長の明快な答弁を求めるものであります。

次は、廃棄物対策についてであります。大畑地区の住民は、瓶、缶などの資源ごみの処理については自分で分別して購入した指定の袋に入れて処理しています。ある日住民の方から、「関根では道路わきに置かれたかごに捨てている。大畑はどうして料金を払って分別しなければならないのか。私たちもむつ市の市民なのだから」と言われたので、調べてみたら、旧むつ市では年間2,000万円もの予算を計上して町内会に奨励金を払って処理しているとのことでありました。そして、合併協定書によると、3年以内に調整するとありました。どうしてこんな不公平なことが3年も放置されるのでありますか。これ以外にも意味もなく調整期間を長くしている類似の事例が数多くあります。速やかに財政再建の趣旨に沿って現実的な対処をすべきであります。

- 1、現在の地区別の資源ごみ処理状況について。
 - 2、現在までの調整状況と、いつまでに調整するのか。
 - 3、どういう方向が望ましいと考えているのか。
- 以上、3点についてお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ご質問の内容よりも前置きでお話しになった方に答えなければならないテーマがいっぱい入っているように思いましたが、かなりベシミスティックな見方をなさっている部分も多いように感じられましたので、私もふだん何とかしなければならぬと思っていることを、言葉で表現していただきましたので、同じような考えを持っているということをお答えにさせていただきたいと思います。

お尋ねの産業の振興と雇用対策についてであり

ますが、少子高齢化や過疎化の進展、あるいは産業環境の変化に伴う社会経済の陳腐化、低迷化が全国的に叫ばれてから久しい感じがいたしますが、本市にありましても、これらが要因となりまして、地域経済の不調が長引き、若年世代の就業の場が少ない状態が継続しており、働く場所の確保や新しい雇用の創出は重要課題であると深く認識しているところであります。幸い本市は、豊かな自然環境を有し、また陸奥湾や津軽海峡という多彩な海洋・海峡ゾーンを持ち、さらには自然の中の静寂な温泉を保持するなど、魅力ある地域としての位置づけもあります。これら地域の特性を生かし、自然と共生した独自性のある地域づくりを行うことは、地域活力の増進に必要なものであると考えているところであります。これらを踏まえながら、澤藤議員お尋ねの4点についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の地区ごとにプロジェクトチームを組織し、必要に応じて懇談会等を開催できないかのご質問であります。ご承知のとおり新市は旧4市町村が合併により一つの行政体になったものであります。それぞれの地域には、長年にわたってはくまれました歴史や風土、地理地形が存在いたします。これらおのおのの地域が持っております個性を大切にしながら、それぞれ特色ある地域づくりに当たり、やがては新市としての大きな力を創出するものと考えているところであります。したがって、民間サイドの立ち上げを期待いたしますとともに、地域ごとのご提言、ご提案に対しましても、これには謙虚に耳を傾け、新市全体の整合性を図りながら、行政として関与してまいりたいと考えます。

2点目の情報の提供、補助制度の活用、予算の確保についてであります。青森県では新規創業と雇用機会の拡大を図るため、地域資源、地域特色を生かしたコミュニティーベンチャー推進事業

など、各種の補助制度や融資制度を設け、支援体制を整えておりました。市においても創業資金融資における保証料補給など、青森県と協調して取り組んでおるところであります。また、民間支援機関として中小企業支援法に基づきむつ商工会議所内に下北地域中小企業支援センターが設置されておりまして、創業や経営革新などの各種相談にも応じております。これらの施策を活用しながら、関係機関との連携を図り、情報の提供はもとより、産業振興、地域活性化に向け、積極的な支援をしてみたいと考えております。

次に、第3点目の市民の中から人材を発掘するについてであります。新市においては住民参加による一体的な新しいまちづくりを目指しているところであります。特に市民協働の施策を展開できるシステムを構築し、各種のコミュニティー活動やボランティア活動、あるいはNPO活動など多様な市民活動に対して支援することを考えておりますが、とりわけ協働のリーダーとなる人材育成は急務を要するところであります。

また、現在各地域においても高い知見を持ちながら、豊富な経験や体験を生かして地域の活性化に当たっておられる方々も多く見られます。これらことから、地域の活性化、あるいは産業の活性化を見越して、そのノウハウを積極的に取り込むためにもシステムの構築を図り、人材の発掘や育成に当たってまいり所存であります。

次に、4点目、新しい目で地域を見直すために職員人事の交流を図れということですが、現在新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、行政改革推進本部を立ち上げ、各種事務事業や組織機構の見直し、また定員管理等の適正化の推進を図るために種々検討を加えているところあります。特に合併以降、一つの行政体として効率的な行政運営を図る意味合いから、職員の交流については必要不可欠

なものと認識しております。いずれにいたしましても、産業振興を図るため、民間活力の増進を促しながら、起業支援の環境整備を初めとし、雇用の促進に向けて努力してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、観光施設のあり方についてお答えいたします。まず、薬研野営場の樹木についてであります。まず、澤藤議員ご指摘のとおり、キャンプ場の第4テントサイト内のクリやミズナラなどの樹木、一部枝枯れも含めまして、計16本が枯れている状況でございます。このエリアは、平成14年度において電源立地地域対策交付金事業により薬研キャンプ場整備事業として実施したものであります。事業の契機になりましたのは、キャンプ場テントサイトに雨水がたまることから、排水工事や盛り土が主体となっております。本サイトを含めまして、盛り土が30センチから50センチほど施され、転圧されておりまして、樹木の根元が盛り土によって覆われている状態であります。また、以前は車両が容易に入った箇所でもあったため、既に踏圧被害が生じている場所でもあります。枯れた樹木については、強風等により倒木のおそれがあり、利用者の安全も考慮して伐採等も含め、下北森林管理署と協議をしてみたいと考えております。また、立ち枯れが増加する懸念もありますので、専門的な見地から、さらに調査を行い、森林管理署とも連携のうえ、根本的な対策を検討いたしたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

野営場内の北側にある遊歩道の木橋についてあります。老朽化による危険箇所が確認されたことから、現在使用禁止の立て看板を設置しておりますが、シーズン開始前にさらに現地確認し、対応する予定としておりますので、ご理解を願います。

次に、修景公園についてのご質問にお答えいた

します。まず、奥葉研修景公園夫婦かっぱの湯の露天ぶろの目隠しについてであります。溪流の対岸に散策路がありますことから、とりわけ女性の入浴者から不安を感じるという声が寄せられているようであり。溪流やヒバなどの緑、あるいは紅葉など、自然の眺望を損なわないで利用しただけの方法について、目隠しの是非も含め、利用される方々のご意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、奥葉研修景公園夫婦かっぱの湯露天ぶろの料金についてであります。これは発生する経費を受益者から一部負担していただきたいという有料化に向け、「大畑町観光開発計画審議会」に諮問し「有料化とし、大人1人200円、小・中学生にあっては1人100円にする」という答申を受け、平成16年4月1日から有料化となっている経過があります。有料化に当たりまして、平成16年度の入所者数を過去3年間の平均3万人の半数1万5,000人と見込みましたが、結果は見込み数より多く、1万9,000人ほどでありました。

次に、野営場の料金につきましては、平成15年4月から改正し、大人1人1泊300円から500円、小・中学生にあっては200円を300円に、また日帰り利用につきましては、100円を200円にしたものであります。値上げの理由につきましては、平成6年度から10年間利用料金が据置きになっており、類似施設等の料金体系、管理費等を勘案しながら値上げしたものと聞いております。両施設につきましては、議員ご指摘のとおり、利用者が減少している状況であります。

一方、同じ地域にあります老人福祉センターの利用料金についてであります。合併協議の中で日帰り施設については入湯税が課税されなくなった関係上、合併前の250円から100円になったものであります。いずれの施設についても、同じ地域に位置し、夫婦かっぱの湯や野営場につきまして

は観光施設という位置づけであり、また老人福祉センターにつきましては福祉施設という役割があります。これらの設置目的の違いを念頭に入れながら、今後利用料金の適正化に向け検討してまいりたいと考えておりますが、この改定に当たりまして、先ほども申し上げましたように、大畑町観光開発計画審議会に諮問し、答申をいただいて平成16年4月1日から有料化になっている経緯があるということをご理解いただき、当面この方針は維持しなければならないという立場にあることをご理解願いたいと思います。

次に、廃棄物対策についてのご質問にお答えします。ご質問の要旨は、旧市町村間の調整についてであります。まず合併後の調整の経緯につきましてご説明いたします。澤藤議員もご承知のとおり、合併協定書の中では廃棄物対策事業の3項目が「廃棄物減量等推進審議会に諮り」と明記されており、廃棄物減量等推進審議会の役割に重点が置かれております。したがって、まずは廃棄物減量等推進審議会委員の構成員数を合併前の15名から21名へと改正すべく本年6月のむつ市議会第184回定例会にお諮りし、議決を賜ったところであります。それを受けまして、既に10月6日、旧町村地域から新たな委員6名を委嘱し、組織会を行っております。現在合併協定に沿って事務レベルで4地区の現状分析、課題整理、調整事項等を協議、調整をしておるところであります。それぞれの自治体が培ってきた行政風土あるいは行政手法の違いが少なからずありまして、審議会にお諮りする成案をいまだ得ていない状況にあります。できるだけ早く合併協定に定める事項の調整ができるよう督促してまいりたいと考えております。

申すまでもなくごみは、だれもが習慣として日常的に排出するものではありませんが、家族構成によっても、あるいは地域の産業構造等によっても

排出されるごみの種類や量が異なります。また、ごみの分別あるいは収集方式につきましても、一見画一的に見えるものの、実際は人口や面積、収集運搬業者の数、さらには共同処理施設があります。アクセス・グリーンまでの距離など、異なる環境要件の中でそれぞれの地区の工夫が施され、現在の体制に至っているわけであります。したがって、4地区の調整につきましても、それぞれの地区がベストであると推進してきた施策を単純に4者択一で選べるものではありませんし、ましてやA地区でベストだった施策がB地区では必ずしもベストの施策とは言いきれないわけであります。料金的な格差も含めて強引な調整を実施すれば、市民の混乱を招きかねない要素が多々内包されております。そういう意味では、経費をかけないで一元化できるもの、経費をかけなければ一元化できないもの、両面あるかと存じます。それらを精査しつつ、どの方法がベストなのかも見きわめながら、住民サービスに努めてまいりたいと考えます。

確かに合併協定書において3年をめどに調整するとされている項目があり、澤藤議員から見ますと、さぞやもどかしく感じられることもあるかと存じますが、合併に伴う激変緩和を踏まえ、合併協定を遵守しつつ、事務事業の一元化に向けた方向性を模索している合併初年度の段階でありますから、ご理解を願っておきます。

次に、澤藤議員が特に着目しております旧むつ市の資源ごみ回収奨励金についてお答えいたします。これは、平成7年9月からごみの減量化及び再資源化を目的として実施いたしました施策の一つであります。その当時の背景を申し上げますと、当時増加傾向にありましたごみ処理の方法をそれまでの焼却処分と埋め立て処分を中心とした考え方から、ごみの減量化及び再資源化を目的とした取り組みへと抜本的な見直しを図ろうという

いわば政策転換に基づいたものであります。

一般廃棄物の収集運搬は、業者委託をしておりますが、資源ごみの分別収集、運搬、処分は、いわば町内会の住民と回収業者の間ですべて自主的に行っていただくというものであります。したがって、この制度はリサイクルに対する住民意識の向上と住民による積極的な分別推進を図るために町内会を単位とした集団回収方式を取り入れ、ごみの分別を推進した町内会と分別収集が可能な業者に対する奨励事業でありまして、当時は先駆的な事業だったと認識しております。ちなみに、平成16年度決算では、104の全町内会に対して823万3,480円、回収する2業者に対して926万3,639円の奨励金をそれぞれ交付しております。奨励金の交付を受けた町内会では、この奨励金をもって町内のごみ集積場の設置費用を工面するなど、町内の環境整備に充てているという事情もあり、現在では定着した財源として町内会でも有効活用されております。

なお、合併旧町村3地区につきましては、資源ごみにつきましても、可燃ごみ及び不燃ごみの収集と同様、収集委託業者へ収集業務を委託しております。各地区の住民は有料の資源ごみ袋により通常の集積場へ出すことになっております。いづれにいたしましても、廃棄物対策につきましては、資源ごみのみならず、種々の取り扱いにおいてさまざまな差異とコスト的格差があります。新むつ市の住民負担の公平を第一義に、最少の経費で最大の効果を上げるというコストパフォーマンスを心がけながら、今後の調整統一を図っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） まず、産業の振興について再質問をさせていただきます。

この項目については、4点の質問をしたわけで

ございますが、大きくは民間からの提案を待ちたいというようなことが大きなご答弁の趣旨だったように思います。確かに個人責任の民間の業務というようなとらえ方もあります。しかし、この疲弊した地域の状況を見ると、民間からの提案と支援の要請を待っているだけでは私はいけないと思う。行政こそがシンクタンクとして持っている多くの優秀なマンパワー、市長のスタッフであります。行政だけが窓口となっている国・県からの豊富な情報、行政だけが税として徴収している多額の資金、これらを有効に活用して民間のなりわいを支援すべきであります。民間の業を起こすことは、地域に雇用が生まれ、生活が豊かになります。生活が豊かになることで個人消費がふえ、地域経済が豊かになる。そのことで全体として税収がふえるという効果があると私は思います。市民の中から人材を発掘するということは、この懇談会等を通じて各界各層の人材を見出して育成する事業を将来的に民間が確実に担い、自立する体制に移行していくということで、市民の中からの人材発掘ということをお願いしているわけでございます。

それから、市長は職員の交流については積極的な発言をされましたが、とにかくプロジェクトチームをつくって、そのリーダーがマネジメントをこなして地域の産業を支援していく、まさに行政が地域おこしを人と情報と金で、新たにつくっていくのだというような意識を持たないと、この旧町村の地区は並大抵のことではもとの元気を取り戻せないという状況にあると私は思うのであります。

それでは、次に具体的な事項に入らせていただきますが、平成16年度から大見県議会議員のご尽力により、県が海の森づくり事業による昆布の栽培を大畑で進めてきました。県による事業は、今年度で終了するものの、大畑漁協は3分の1の規模で独自に継続するようであります。しかし、漁

協はイカ漁の不振や打ち寄せるエチゼンクラゲによる沿岸漁業の壊滅的な被害などで財政的にも精神的にも疲弊しています。海の森については、6月定例会の一般質問で申し上げたように、海の生態系が基本であり、昆布やワカメなど藻場には魚が集まることが知られており、重要な事業であります。漁協と協議をしながら、市が責任を持って支援することで沿岸の漁獲量をふやしながら昆布やワカメの生産をし、将来的には規模の拡大を図り、下北ブランド研究開発センターの指導をいただきながら、市が所有する加工施設で多様な加工品を生産し、一大産地化を目指すべきであると考えます。

いま一つは、旧大畑町が継続して漁協の行うアワビ稚貝放流事業に平成16年度で567万5,000円の補助をしてきましたが、合併後の平成17年度予算では100万円に落ち込んでいます。アワビは、沿岸の重要な漁業資源であります。特に正月を控えた年末のアワビ漁は、漁業者にとって年を越すための貴重な収入源になります。アワビ稚貝放流事業の増額を強く求めるものであります。市長のご答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 起業、事業を起こすということについて、役所の持っているノウハウをまず生かせと、こういうお考えのようではありますが、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、県で進めております起業のためのプランも民間の持っている力をまず出してほしいと、それに対して資金的なものや、あるいはノウハウについてご協力いたしましょうという発想からできているものでありまして、我々はそれを受けているところであります。また、この土地の産業と言われてきたものが実際にどのように始まっているかという、当時は例えばヒバであります。南部藩の御留山であったこのヒバの木材をどのようにして高

値で売るかというその道を求めている間に地場産業として生まれてきて、つい四、五十年前まで事業として継続してきているわけでありまして、これは藩の政策に反して、逆に事業として育て上げたといういわゆる民間の発想の勝ちであったわけです。しかし、多分木材、森林を管理している藩の方には上手に取り入れたのでしょ。歴史的に考えますと、そう見る方が正しいと思います。

また、人材の発掘ということも、それは我々のまちで事業を行っている人たちは、それぞれ自分の力ではい上がってきて事業主になっているというケースが大部分でございましょう。ただし、新しい、例えばITといったようなものについては、これは都会の中でないといけない。一時札幌がIT産業でかなり盛んになったのでありますが、それはやっぱり札幌というまちが持っている力でしょう。また、情報が飛び交う場所であったのでありましょ。しかし、札幌は少し最近落ち込んできました。そういう中でありますから、人材の発掘も、例えば最近ではNPOなどで随分いろんな仕事を掘り出して、ただし1人ではなくて力を合わせてやるという方向で動くような方々が多くなっているわけですが、そういう仕事をされるときに官がお手伝いをするということがこれまた本当にあるべき姿ではないかと思ひます。

次に、アワビの放流事業であります。昆布やワカメの生産拡大を図り、多様な加工品を生産して一大産業地化を目指すべきとご質問、ご意見でありましたが、一例といたしまして、川内町漁協がやっているナマコの話がございしますが、まず町と漁協が一体となって県の加工研究所での試作をした、加工技術習得のための他都市への研修に行った、乾燥ナマコの商品化、販路の開拓など、試行錯誤を繰り返しながら取り組んできた結果、平成12年度から川内町漁協が本格的に生産・販売し、平成16年度の生産額は約1億円となっている

ということでありましょ、このように生産から加工・販売までを漁協が真剣に取り組み、行政が各種補助制度を活用しながらバックアップするというシステムづくりがこれからの漁業振興策の一つの方策であろうと考えられますので、大畑町漁協と大いに協力し合いながら、その点を取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アワビの放流事業の増額についてのご質問であります。旧大畑町では平成12年度に水産振興基金積み立てし、各種事業に活用してまいりましたが、アワビの稚貝放流事業もこの基金からの補助事業として実施してきたものであります。この水産振興基金は、平成16年度末には底をつき、平成17年度は一般財源から市が100万円、漁協が100万円、合わせて200万円で事業を実施しております。平成18年度につきましては、現在予算策定中であり、その中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） いろいろ質問と答弁がかみ合わないような状況になっておるようございしますが、私はこの地域産業の振興について言わせてもらえば、今昆布のことで市長からも答弁ございましたが、せつかく県がこの事業を2年間やったわけだ。そして、それを3分の1といえども漁協が引き継ぐ形で、あるいはそれに漁業者も参加して今事業が進められております。こういう中で市としてぜひとも市庁舎の中にこれらをきちんとフォローする組織的なもの、あるいは行政としてどういう手伝いができるのかというようなことを漁協と重々連携を密にしながら支援する体制をとっていただきたいということでございまして、よろしくお願ひいたします。

次に、観光問題でございしますが、料金につきましても、値上げした、あるいは入湯税を取らなくなったことによって100円になった、それが石け

んを使える、使えないというような施設でありながら料金が逆転している、そのために片や観光施設の方で利用者が大きく落ち込んでいる。これが果たして薬研に観光客を呼び込むという目的と整合性があるのかということをも十分勘案、検討いたしまして、それらについては善処を願いたいと、このように思います。

それから、野営場のことにつきましては、樹木が枯れている、しかも随分年数を経た大径木が枯れている状況でございまして、明らかにその行われた工事が生態系を壊しているというような状況にありますので、これ以上の枯死を防ぐためにも、そうした改善策を抜本的に進めていただきたいと、このように思います。

最後に、ごみの問題でございしますが、確かに合併協議では3年をめどに調整をするということになっているようでございます。しかし、やはり今のごみの収集について、市民の間に混乱を招くというような市長のご答弁でございましたが、まずむつ市が置かれている財政的な状況がどうなのかということをも基本的には考えるべきだと思うのです。そして、第2には地域間の負担不公平さ、これをやっぱり念頭に置いて可及的速やかにこの状況を変えていく、均一化していくと。例えば旧むつ市がやってきた方式がいいのであれば、全市にそれを広めればいい話であって、それを不均衡なまま審議会に諮るといようなことではずるずると。大体先ほど10月6日に委員会の組織会が行われたというようなお話でございしますが、この大きな財政負担を伴うこの事項がどうしてこの時点まで引きずってきているといたしますか、もっと早く手を打って、例えば平成18年度からこういう方向にしたいのだと、とりあえず試行するのだと、どっちにするにしても。そのためには、いつごろまでにこの委員の補充なり選任の組みかえをするのだと。そのタイムスケジュールを設けて、それに

向かって財政の面も勘案しながら、どうした方向がいいのかと。恐らく審議会というのは、これまで市長と審議会の話をしますと、ちょっとあれですけれども、決して私は審議会を否定するものではありません。にしても、市としての状況、財政の問題、均衡の問題、それからタイムスケジュール的にどれくらいの期間があればある程度混乱を抑えながら移行していけるのかというような見通しをまず行政の側が示して諮問するわけでしょう。そうした手続が3年を目途でなくて、なぜ速やかにやらなければならないという思いに至らないのか、私はよくわからない。ですから、先ほどいろいろこういう調整期間を合併協議会の中で設けたという事例があると私申しましたが、やはりすべからくこういう調整に長期間を要するものについては、手順を早めて速やかにやっていただきたい。これは、市長、それこそ隣の旧大畑町の方が、旧むつ市の方を見て、あっちの方がいいなというようなことを言っているのです。こうしたことを放置することは、私は市民が非常に不信感を持っていると思う。どうも市長は、不利益をこうむっている者の立場、弱い者の立場のお心がよくわからないようであります。

(「そういう市長でない」の声あり)

○14番(澤藤一雄) という後ろからの声がありますので、市長のそういう心を披瀝いただいて、私の質問を終わります。市長の答弁をお願いします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 廃棄物減量等推進員というのは、旧むつ市にだけあった組織であります。これを新全市的に組織するべく人選をお願いしてきているという経過がありました。それがようやく整ってきたということでご理解を願いたいと思うのです。

また、合併協議会の中でごみの収集体系については3年間様子を見ましよう。そうしますと、

それを現場を担当している職員たちは、3年間ゆっくり考えればいいのだなというふうに思うでしょう。それが澤藤議員の感覚と違うところなのです。私は、ごみを減量するためにいろいろな施策をやってきて、あの町とこの市とこの村が大体同じだろうと思っていたら、むつ市が一番先にやっているのですよ、この減量化というのは。ですから、金のかかることもやらなければならなかったのです。それを今急いで統合しようとする、旧むつ市の方がいいというのであれば、これは澤藤議員が議会で言っているから、確かにそうなのだろうということで、金のかかる方に統一する可能性も廃棄物減量等推進審議会の方で出てくるかもわかりませんから、それはそれで十分尊重させていただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月15日は工藤孝夫議員、東健而議員、横垣成年議員、堺孝悦議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時58分 散会